

平成28年第3回砂川市議会定例会

平成28年9月12日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長特別行政報告
- 日程第 4 主要行政報告
- 日程第 5 教育行政報告
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結

について

- 議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

北谷 文夫議員

中道 博武議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 9月12日 3日間

至 9月14日

日程第 3 市長特別行政報告

日程第 4 主要行政報告

日程第 5 教育行政報告

日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について

日程第 7 議案第 4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について

議案第 5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について

議案第 6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結

について

議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
について

議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君
議 員 増 井 浩 一 君
増 山 裕 司 君
佐々木 政 幸 君
武 田 圭 介 君
北 谷 文 夫 君
小 黒 弘 君

副議長 水 島 美喜子 君
議 員 多比良 和 伸 君
中 道 博 武 君
武 田 真 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長 兼 会計管理者	熊 崎 一 弘

市 民 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
病 院 事 務 局 審 議 監	朝 日 紀 博
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐 々 木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成28年第3回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 市長特別行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、市長特別行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 8月20日の大雨により市内において多くの方々が被災されました。これに対しまして心からお見舞いを申し上げます。このたびの災害では、昭和56年以来35年ぶりに避難勧告を発令したところでありますが、今後におきましては早急に災害復旧に関する関連予算を取りまとめ、一日も早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

それでは、平成28年8月20日からの大雨による被害状況報告でございますけれども、概要でございます。前線の影響と台風11号及び台風9号による大雨は、8月20日午前5時13分に大雨警報が発令され、砂川市においても同日午後0時から午後1時までの1時間の雨量が53.5ミリを記録しました。その後も断続的に雨が続き、石狩川、空知川など市内を流れる河川やその上流でも雨が降り続いたところであります。さらに、土砂災害警戒情報も発令され、21日夜には道道文珠砂川線で大規模な土砂崩れが発生し、市内

の土砂災害危険箇所を中心に警戒に当たったところであります。

砂川市といたしましては、20日土曜日午前6時にその後の雨量予想や2つの台風の進路情報などを踏まえ、「砂川市災害対策本部」を設置いたしました。また、本部員会議を23日まで断続的に開催し、災害対策に当たったところであります。

短時間豪雨の影響により豊沼奈江川、パンケ歌志内川等の河川の水位が上昇し、氾濫のおそれや浸水被害が市内各所で頻発したことから、午後2時17分に豊栄地区を中心として豊沼小学校を避難所とする507世帯1,022人に避難勧告を発令しました。また、パンケ歌志内川の下吉野橋の水位が氾濫危険水位の25.31メートルを超えたため、気象予報、上流の水位などを総合的に判断し、午後2時43分に宮下地区を中心に1,197世帯2,033人に避難勧告を発令いたしました。避難所である砂川中学校、砂川小学校、地域交流センターゆうに避難するようエリアメールや広報車により周知し、同時に自主避難者を収容するため北光小学校の避難所を開設し、避難者を受け入れいたしました。

市内の河川の状況は、21日午前5時54分にオアシスパークの越流堤を石狩川の水が流れ出したものの、その後は河川の水位も落ちついたところであり、21日午前8時30分にパンケ歌志内川流域の地区の避難勧告を解除し、同日午前10時30分に豊沼地区の避難勧告を解除いたしました。

土砂災害警戒情報は、21日午前4時25分に解除されたものの、同日午後7時ごろ道道文珠砂川線焼山地区で土砂崩れが発生し、道道が通行どめとなりました。22日午前8時44分に再度大雨警報が発令され、市内パトロール中に宮城の沢地区で沢水の流出情報があり、午前9時20分、宮城の沢地区の土砂災害特別警戒区域を中心に避難勧告を発令し、砂川中学校に避難所を開設いたしました。22日夕方に台風9号と土砂災害の注意喚起のため、広報車による市内広報を実施いたしました。23日午後0時8分、大雨警報が解除されたことから、宮城の沢地区の状況を確認の上、午後4時に災害対策本部員会議を開催し、宮城の沢地区避難勧告の解除及び砂川中学校の避難所を閉鎖し、同日午後6時40分に災害対策本部を解散いたしました。

なお、被害状況については、副市長より申し入れをいたしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 私から平成28年8月20日からの大雨による被害状況報告について申し上げます。

特別行政報告別紙の大雨による被害状況をお聞きいただきたいと存じます。1、災害の原因は、平成28年8月20日からの前線停滞による大雨であります。

2、雨量及び最大雨量は、20日午前0時から24時間で188.5ミリの雨量、20日午後0時から午後1時まで1時間の雨量が53.5ミリが最大雨量であります。

3、河川の状況について、これは水位観測の状況であります。石狩川の砂川橋で最大水位が22.05メートルであり、氾濫注意水位の20.3メートルを超えており、パンケ

歌志内川の下吉野橋で最大水位は25.52メートルであり、氾濫危険水位の25.31メートルを超えたところであります。

4、市民に対する避難勧告であります。避難勧告を3回発令しております。最初に、20日午後2時17分に豊栄町内を中心とする豊沼地区に豊沼奈江川の水位と内水の上昇により507世帯1,022人に避難勧告を発令、続いて午後2時43分に宮下地区を中心としてパンケ歌志内川の水位上昇により1,197世帯2,033人に避難勧告を発令したところであります。また、22日に大雨警報が発令され、土砂災害のおそれがあることから、午前9時20分に宮城の沢地区の15世帯23人に避難勧告を発令したところであります。

5、避難所は、最大5カ所で開設し、実人数で185人の避難があったところであります。

6、被害の概要であります。表のつくりは、平成28年9月7日現在で、左から項目、被害内容、概算被害金額であります。最初に、(1)公共被害であります。①、道路でのり面崩壊が5路線5カ所発生しております。路線名は、焼山処理場線、焼山自転車道、宮城の沢線、越前谷線、駄馬の沢線で、被害金額1億1,340万円であります。その他の清掃等は、小規模な崩壊、土砂堆積の撤去等であり、22路線27カ所、被害金額で2,550万円あります。

②、河川では、護岸崩壊が4河川22カ所で発生しており、河川は奈江豊平川、樋口川、一の沢川、ナエ川であり、被害金額は2億1,100万円あります。その他小規模な崩壊の修繕等が9河川11カ所であり、被害金額は1,110万円あります。

③、公園・緑地では、水没が河川緑地であります。空知川、石狩川、これにはオートスポーツランドを含んでおります、遊水地の3カ所の河川敷地にある各施設が水位上昇に伴い水没したところであり、被害金額は800万円あります。その他は、若草公園で土砂崩れが2カ所で発生し、被害金額は1,085万4,000円あります。

④、農業用水路被害では、用水路土砂流入が1カ所、北光1号用水路で発生し、被害金額は94万円、また排水路の土砂洗掘が1カ所、富平14号排水路で発生し、被害金額12万円あります。

⑤、森林被害では、林業専用道のり面崩壊が1カ所、豊平山線林業専用道で発生しており、被害金額は16万8,000円あります。

⑥、その他では、のり面の崩壊が一の沢駐輪場取り付け道路で1カ所発生し、被害金額は13万8,000円、排水ポンプの設置が12カ所38台使用しており、被害金額は1,010万6,000円あります。

以上、公共被害の小計は3億9,132万6,000円あります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。次に、(2)非公共被害では、①、建物被害では床上浸水が4棟であり、豊栄町で2棟、東豊沼で1棟、豊沼で1棟浸水し、床下浸水は

33棟であり、豊栄町で32棟、東豊沼で1棟浸水したものであります。

②、商業被害では、商店の地下浸水が2棟であり、被害金額は20万円であります。

③、農業被害では、農作物の冠水、浸水による被害として被害金額5,001万円であります。内訳といたしまして、冠水被害では水稻は被害面積が14.6ヘクタールで、主な地域は東豊沼5.8ヘクタール、西豊沼4ヘクタール、北光3ヘクタール、宮城の沢1.5ヘクタールであり、収穫量は一部で5割程度もありますが、おおむね8割程度の見込みであります。タマネギは、被害面積が16.2ヘクタールで、主な地域は袋地10.9ヘクタール、富平4ヘクタール、西豊沼1.1ヘクタールであり、収穫量は8割程度の見込みであります。ソバは15.5ヘクタールで、主な地域は東豊沼14ヘクタール、西豊沼1.4ヘクタールであり、収穫量は8割程度の見込みであります。牧草は1.8ヘクタールで、主な地域は西豊沼1.4ヘクタールで5割程度の収穫見込み、一の沢で0.4ヘクタール、収穫は不可能であります。その他野菜は2.5ヘクタールで、大豆が袋地で2ヘクタール、7割程度の収穫見込みであり、吉野、鶉の露地野菜0.4ヘクタールは、冠水のため収穫は不可能であります。

次に、ビニールハウス被害は、浸水による作物被害であります。トマトハウスは114棟3.4ヘクタールであり、主な地域は吉野、鶉68棟、北光15棟、東豊沼10棟、袋地9棟、西豊沼6棟、焼山6棟であり、収穫が不可能なものが18棟、他の収穫はおおむね8割程度の見込みであります。次に、ミニトマトハウス被害は、39棟1.2ヘクタールであり、地域は吉野、鶉32棟、一の沢5棟、東豊沼2棟であり、収穫が不可能なのが17棟、残りは8割程度の収穫見込み量であります。キュウリハウス被害は、37棟1.1ヘクタールであり、地域は吉野、鶉24棟、東豊沼8棟、北光5棟であり、収穫が不可能で5棟、残りは8割程度の収穫見込み量であります。ミニヒマワリハウス被害は、8棟0.2ヘクタールであり、全て北光で、収穫量は9割5分の見込みであります。鶏は50羽、一の沢で浸水により溺死したものであります。

次に、農地等被害では、被害金額241万円であり、内訳は水田畦畔崩壊は焼山2件、北光1件、富平1件、合計4件、延長50メートルであります。水田崩壊は、北光1カ所で20平方メートルであります。水田への土砂流入は、一の沢2件、北光1件で合計3件であります。農道被害が一の沢で2件であります。

非公共被害の小計は5,262万円であり、公共被害との合計は4億4,394万6,000円の概算被害金額となったところであります。

以上、被害の状況の報告とさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 ただいまの報告について特に質疑を許します。

質疑ありませんか。

中道博武議員。

○中道博武議員 (登壇) おはようございます。まず、健康管理不備のため声が乱れて

おります。聞きづらいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

それでは、8月20日からの大雨で被害に遭われました住民の方々に心からお見舞いを申し上げます。また、いち早く災害対策本部を立ち上げ、対応に当たりました市担当者各位に敬意を表したいと思っております。まことにお疲れさまでした。これから何点か伺います。

まず、1点目、災害対策本部を設置されてからの職員の皆様の活動内容について伺います。特に今回は災害の発生が土曜日ということで、市役所が閉庁している中での災害でありますからご苦勞も多々あったと思っております。あわせて今回の災害対策の特徴について伺います。

2点目、近年の地球温暖化によると思われる異常気象の中で、集中的な豪雨や突然のゲリラ豪雨等以前と違った想定外な様相をしています。まさに今回の大雨もそれに当たるものだと思いますが、その中であって東豊沼の7号線沿いの低地や豊栄町の道路側溝や排水路の設備の排水能力が満たないような状況に感じられます。今後の災害防止のために早急に改修すべきだと思います。また、ほかにも排水能力を満たないと思われるような排水路が見受けられます。今後どのように対応していくのかあわせて伺います。

3点目、市内に多くの樋門があります。今回も樋門操作があり、内水を出すため早々に排水ポンプを準備し、排水の対応もしてきましたが、排水が間に合わず、ポンプを追加要求してもポンプの手配に時間がかかり、対応のおくれで田畑への冠水が見られました。被害に遭われた住民の気持ちに接しますとつらいものがあります。市で数台の水中ポンプを持つなど、何らかの対策を持てないものか伺います。

4点目、市の管理河川の中で今回の大雨により奈江豊平川の上流河岸の侵食等が見られ、地先の方より畑が削られていくという報告がありました。ほかの河川でも同様なことがあると聞きます。今後の対応について伺います。

以上、4点であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから最初のご質問についてお答えしたいと思います。災害対策本部の活動内容と今回の災害対策の特徴ということと思っております。

災害対策本部設置からの動きですが、土曜日の早朝に市長である本部長が気象警報の発令とその後の気象情報をもとに災害対策本部の設置を決めました。当日の天候は、早朝から午前中にかけては市内での降水量も多くはなく、小康状態でありましたが、その後11時過ぎから雨量が多くなり、午後零時から1時までの間が一番多い雨量となりました。零時14分には土砂災害警報情報が発令されたこともございまして、午後1時には職員に対して第1次非常配備体制をしくことを周知し、特に総務部につきましては全職員が登庁する体制をとったところとございます。午後1時52分に第3次非常配備体制という部分で災害対策に当たったところであり、午後3時半現在で115名の職員が登庁し、それぞれの担当業務についたところとございます。特に午後2時17分、43分の避難勧告では、

避難所対策班により35年ぶりの避難所の開設でございました。スムーズに行われたところであり、また必要に応じまして救護保健班による避難住民に対する救護も行われたところでございます。災害対策本部として、ほとんどの職員が土日の災害対策に当たったものでございます。

また、今回の災害に対しましては、北海道開発局に現地情報連絡員、リエゾンの派遣を要請いたしまして、土曜日の午後6時から日曜日の午後6時まで2交代で2名ずつ派遣をいただきまして、河川の水位情報などを踏まえての今後の河川の危険度合いなど、専門的な見地からご意見をいただきながら災害対策に当たったところでございます。

今回の災害の特徴、35年ぶりの避難勧告、そして初めて越流堤を越え、オアシスパークに水が流れ込んだということが大きな特徴だと思っているところでございます。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から今回の大雨に関する建設部土木課の対応の部分につきましてご答弁を申し上げたいと存じます。

初めに、排水能力を満たしていないと思われる排水路等に関する今後の対応のあり方についてであります。集中豪雨に対する浸水対策につきましては、これまでも浸水被害が生じた地区を中心に側溝などの道路整備、雨水管の整備などを進めながら対応をしてまいりました。近年浸水の被害が生じておりました空知太地域におきましては、石山川の改修なども見据え、これまで雨水管の整備を進めてきたものであり、これらの整備の効果もあり、今回の大雨においては大きな被害は見られなかったと考えているところであります。

一方、これまでもたび重なる浸水被害が生じております豊栄町内、東豊沼地区におきましては、一部地盤が低いところがあり、また排水先となっております豊沼奈江川の樋門と川底との差が小さいなど課題も多く、あらかじめ排水ポンプの配置を行うなど排水作業による浸水被害の軽減には努めておりますが、浸入する水量も多く、浸水被害を解消するには至っていない状況にあります。このため本年度下水道事業会計におきまして豊栄町内と東豊沼地区の112ヘクタールについて排水路網等の調査を行い、雨水計画を策定することとして作業も進めておりますので、この計画の中で今後の方向性を出していきたいと考えているところであります。異常気象などとも言われ、これまでとは違う気象状況もあらわれておりますので、このような状況を踏まえ、浸水被害の軽減に向け、状況を見きわめながら排水施設の整備などの対策に努めていきたいと考えているところであります。

続きまして、樋門に設置する排水ポンプに関する対策についてであります。河川と排水路等をつなぐ樋門につきましては、石狩川などの河川の水位が上昇した際に河川側からの逆流を防ぐため樋門を閉じるなどの操作が樋門管理人により行われますが、樋門を閉じる際に内水を排除するために排水ポンプの設置が必要となります。今回の大雨に対応するため、気象情報などを踏まえ、また平成23年度の大雨の際のポンプの配置を基本として

事前にポンプの手配、配置など準備を進めたところであり、容量が大きいなど特殊なポンプについては市内において確保することが難しいものでありますので、これらについてはより早目の対応も図ったところであります。ポンプの各樋門等への配置につきましては、降水量、河川の水位、内水の排水状況なども見きわめながら配置を進め、必要に応じて追加を行うとともに、石狩川の水位の上昇を見きわめ、滝川河川事務所に要請を行い、排水ポンプ車の派遣を受け、体制の強化を図ったところであります。結果といたしましては、容量が不足しているなど追加の配置の要望も受けましたが、対応に至らなかった箇所もあったところであります。市内の事業所で保有しているポンプの数は限られ、大雨などの際に多くの台数を確保することが難しいのが現状でありますので、この状況を解消するため市がポンプを購入し、備えていくなど新たな取り組みについて検討することが必要であると考えているところでもあります。

続きまして、市の管理河川で河岸の侵食などが見られた箇所の今後の対応についてであります。市の管理河川におきましては奈江豊平川など4河川で護岸崩壊が生じており、奈江豊平川においては護岸崩壊などにより河岸が侵食され、農地への影響が生じている箇所もあります。護岸崩壊した箇所の復旧工事につきましては、今定例会の会期内に提案させていただき補正予算において調査測量などの委託料を計上し、その後この調査測量などをもとに改めて工事費について補正予算を提案させていただき、復旧の工事になりますので、時期を見てとはなりますが、復旧工事に取り組んでいきたいと考えているところでもあります。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目、集中豪雨の期間中ポンプの故障で業者へ委託するため土木課へ電話したところつながらず、電話交換手の警備員ですけれども、気をきかせていただいて防災対策室へ回していただきました。そして、最後には土木課へ連絡しておきますという返事がありました。このとき私感じたことが、言葉はちょっと悪いですけれども、何だ、たらい回しか、これ適切な言葉でなければ変えたいと思いますが、ちょっと大げさにそう感じたところがあります。今回の災害対策において機構的な不備はまずないだろうと思いますが、消防、警察との連携を含め、庁舎内での今回の対策本部の状況ということをもう少し具体的に教えていただければというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 本部の機能というようなお話でございました。災害対策本部は、主に防災対策を所管しております市長公室課が本部機能を持ちまして、通常の執務室、今回2階の執務室において情報の集約を行いながら対応を行ってきたところでございます。お尋ねの土木課、その他消防との連携でございますが、現場対応している土木課は1階の執務室で作業に当たっておりまして、土木課と私どもの本部との連携については電話と、

あとは1階から2階に駆け上がってとかというふうな部分でございましたけれども、それぞれの動きを双方で十分把握していなかったというのは実際の問題としてはあると思っています。本来でしたら災害対策本部として1つの大きな部屋でそれぞれ対策に当たることが情報連携にはスムーズだと思われませんが、現庁舎ではコンピュータ等の配置など大会議室などでの執務というのはなかなか許されないということで現行体制になっております。今の状況ではやむを得なかったということでご理解を賜りたいと思っています。ところでございます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 わかりました。問題点を共有するような場であることを期待したいと思いますが、2点目に今回の大雨で先ほど回答ありましたように豊沼奈江川が増水のために築堤を越え、田畑の冠水が見られました。また、東豊沼、豊栄町の排水等々の整備がされたとしても、その能力を発揮させるためには豊沼奈江川の改修も必要かと思われませんが、その辺どのようにお考えか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

全部言うのですか。済みません。

最後に、災害対策において、この1週間に複数の台風が上陸し、北海道に集中的な大きな被害をもたらしました。砂川市においても35年ぶりとも言われる避難勧告や初めて遊水地の越流堤を越え、オアシスパークに石狩川の水が流れ込んだということを踏まえ、市長として石狩川の治水対策、これまでの課題となっていた豊沼地区の内水対策など、災害対策に対する考え方について改めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 初めに、私のほうから豊沼奈江川の改修についてご答弁させていただきたいと存じます。

1回目でもご答弁させていただきましたとおり、本年度豊栄町内、東豊沼地区の浸水対策ということで計画を策定している状況にございますけれども、どちらにいたしましてもこれらの地区の排水先は豊沼奈江川になるという考え方でございます。これまでも豊沼奈江川の川底が、河床といたしますけれども、ほかの河川と比較いたしますと若干高いのではないかとございますので、国に対しまして国道から上流の部分の河床を下げていただくような形の中で要望活動を続けているところでございます。しかしながら、現在までの状況におきましては、なかなか早期の改修は難しいという回答もいただいているところでございますけれども、今後におきましてもやはり集中豪雨等がこのように頻繁に起こる現状を踏まえながら、より一層それらの要望活動は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今回の大雨の後に現地を確認したところ、豊沼奈江川の河川内の樹木がかなり多く茂っておりまして、これらにつきましてもそれらの樹木が水の流れに影響を及ぼすこと

もあるのではないかというふうな考え方のもと、管理者であります国、あるいは東一線から上流は道の管理部分になりますので、国と道にそれらの樹木の伐採についてどうにか対応をしていただけないかということで要望もさせていただいたところでございます。これらにつきましては、予算の関係等もあるようでございますけれども、対応していただけるという回答も得たところでございますので、まずはその部分で対応していただきながら、今後もその河床を下げるのがいいのか、あるいはまたJRの鉄橋ですとか国道の橋がございまして、それらの影響というところでなかなか難しいとは聞いておりますけれども、そのほかに例えば川幅を広げる方法ですとか、また別な方法もないのかも含めながら、国に対しましてはいろいろな形で要望を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 中道議員のほうから豊沼奈江川と、それから石狩川の関係、治水も含めて総括的にご質問がございました。議員ご承知のとおり、砂川の歴史は水害の歴史ということで、昭和36年、37年、それから昭和50年、昭和51年、昭和56年と水がつくというような状況がございました。それを受けて、砂川市の立地条件が石狩川と空知川の合流点の下にあるということで、まさに水との闘いが続いたわけでございますけれども、国のほうでそれを何とかしようということで、石狩川の蛇行している川をショートカットにして真っすぐ流れるように直してきたと。そして、それとあわせて河川敷が広いものですから、ほぼスーパー堤防に近い形で堤防を整備し、またパンケ歌志内川が氾濫をしているという状況から遊水地をつくって、その遊水地の役割というのは石狩川の水が一定以上いくと遊水地に入って下流を救うという目的と、もう一つはパンケ歌志内川の氾濫を防ぐと、その両方の意味合いを持ってできたものでございまして、それからまたパンケ歌志内川の水量を少しでも減らすために上砂川の上流のほうに河川トンネルを、これは国のほうでやったのですけれども、河川トンネルをつくりまして、パンケ歌志内川の水が一定量を超えるとオーバーフローした水はパンケのほうに流れてきて、遊水地に入る水の量を制限しようと、こういうかなり高度なことを当時行いました。

その成果もあってかその後35年間砂川市が災害対策で行ってきたのは、内水処理をどうしようかと。石狩川は、普通の雨のこのぐらいの災害では大丈夫だろうと。問題は、中小河川からの水を、西豊沼なり、豊沼地区に低いものですからそこに入ってくる水をどう排水していこうかというのが近年の我々の課題でございました。私自身も経験あるものですから、いわゆる遊水地との関係がどうなるだろうと常に疑問を持ちながら、開発局といろいろ論議したのですけれども、なかなかそういう水があふれるという状況がございませんでした。今回初めて越流堤を水が越えてきたというのがございましたけれども、それには堤防の外というのですか、石狩川のほうの河川敷の施設のあるところまではつくけれども、本堤防のところまでは水が来ないと。それでも越流堤に少ししか入らなかったという状況から見ると、ここを越えることを想定するのはよっぽどのことがないと本堤防のほう

まで水が来ないのだなというのが実感でございまして、問題はやっぱり内水処理をどうしていこうかと。

今回の豊沼奈江川ですけれども、奈江川の堤防を整備して以来35年間一回もあそこから水が越えたことはないというのがございまして、我々が気にしていたのはその下のほうの樋門のところを気にして、そこに排水ポンプで処理をしていたというのがございまして、今回1時間に53ミリ程度の雨が降ると、上砂川を含めて上流で降ると、河床が浅いのと川幅が狭いために一気に増水すると。それが一番低いところから、岡本地先なのですけれども、そこから水が乗り越えたというか、低いところから水が入ってきたということで、当時ついた後に私も行って見てきたのですけれども、ちょうど低くなっているところがございまして、そこが越えたところで、谷口さんも初めて見て、実はびっくりしたと、どうしていいかわからなかったという話でございましたけれども、ちょうど私その越えたところを見ているものですから、その後国会議員の方が来られましたときにその状況を説明して、そのときには空知総合振興局の金田局長というのは土木、河川専門の方なのですけれども、局長をやられていまして、現地見て状況をお話しして、何とかするという返事はいただいております。その後に荒川副知事も来られましたけれども、私も一緒について回りましたけれども、状況を市長みずから見ているものですからある程度説明ができて、それらについては道なり、国のほうの所管は分かれていますけれども、いろんな対策をとるといような話はしてございました。豊沼奈江川というのは35年間なかったものですから、下のほうの排水はポンプを設置してやったのですけれども、初めてのものですから、私自身もその上のほうの状況というのは余り気にしていなかったというのが正直な感想でございまして、現地を見て初めてわかりまして、道と早急に堤防の整備を含めて対応を要望しながらやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

それで、先ほど建設部長が答弁してございましたけれども、ポンプの配置でございます。私市長になってから防災の担当課をつくりました。前は庶務と兼務していたのですけれども、兼務でできる範疇ではないということで、専門の職員を2名配置してその経過を傳承していこうというのと、異動で人がかわるとまたゼロになってしまうというおそれがあるものですから、それをつないでいくためには専門職がいなければだめだということで2名配置したほかに、自衛隊の災害対策を専門に教育を受けてやってこられた自衛隊の退職者を採用しまして、要援護者等避難態勢も含めてその方が全部計画をつくってくれていると。というのは、23年のときに石狩川の旭橋で今までにないところまで水位が上がった場合に、要援護者をどうやって助けたらいいのだろうと。流れの速さを計算すると、旭川のところで危険な水位に来ると砂川まで来る間に6時間から7時間の猶予があると。その猶予の間にどうやって、石狩川が氾濫した場合を想定した場合ですけれども、6時間の間に111人の要援護者を避難させられるかどうかというのも私の気にしているところでございまして、それについては計画は一応つくってございまして、一回それを訓練の中で検証し

てみようかと、やってみてというのがございます。豊沼、豊栄地区での経過を踏まえると、なかなかすぐ逃げていただけない人がいて、職員が行って抱いて車に積むということも豊栄町で経験しているものですから、そういうのを考えると1人当たりにかかる時間が結構かかるのと車の数が限られている。職員も出払っているのに、残った職員の中でそれをやらなければならないというのは、計画はできておりますので、それを検証してみようかなというふうには考えてございます。

ポンプについては、市長になってからいかに権限を原課におろすか。対策本部で論議する前に、原課でできるものは全部原課で判断を仰がないで経費空振りしてもいいからやりなさいというのが私の指示でございまして、ポンプについても数に限りがあるので、先の手配して全部配置しなさいと。それが内水が出なくてもオーケーだと。一定の基準だったら配置しておきなさいというふうにはしていたのですが、今回は想定しないところもあふれたというのがございまして、建設部長が言ったとおり、ポンプについては市である程度買って持っていて、それを最初から配置するのではなくて、業者でできるところについては全部配置して、それを超えたところで出た場合に持っていくようなスタイルのものを今考えております。これについては、そんなに経費が恐ろしくかかるものではないと思いますので、豊沼地区も踏まえて豊沼奈江川の関係については対応していきたいなというふうに思っております。

1点、すごく気にしていたパンケ歌志内川なのですけれども、あれだけの雨が降ると、川幅が狭くて上砂川から石狩川までの間が非常に短いと。ということは、一気に水が上がる可能性がある。石狩川だとじわっと上がってくるのですけれども、河川の長さが短くて、川幅が狭いと一気に上がる要素があって、避難勧告を出しましたけれども、今回避難判断水位までいったのですけれども、そこから上がらなかったということは、今回の雨量、上流で降った雨量とか砂川の雨量をデータとしてとっておきながら、河川トンネルなり、遊水地の関係でこの辺だったら上がらなかったというのをしっかり検証して、今後の台風なり、雨が降ったときにそれを参考にしながらいろんな対策を練っていききたいなということで、我々の今の仕事は災害対策もありますけれども、今回の経験を踏まえた中でどうそれをいろんな方面で整理しながら次につなげていくかということで、この検証だけはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、特別行政報告について質疑を行います。特に私は災害対策本部の設置状況、災害情報の伝達状況及び今後の課題等についての3点について伺いたいと思います。

まず、第1点目として災害対策本部の設置の状況についてですが、今回の大雨に際して地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたところです。報告によれば20日の午前

6時に本部が設置され、23日午後6時40分に本部が解散されたところです。しかし、本部を設置し、または廃止したときは関係機関に通知し、住民に対しても周知すると計画に定められているにもかかわらず、住民には周知されていませんでした。その理由についてを伺います。

第2点目としましては、災害情報の収集、報告、伝達及び広報の状況について伺います。砂川市災害対策本部事務分掌を見ますと、情報の収集、報告、伝達、広報については、主に総務部の各班が分担しているところですが、総務部以外においても情報の収集や伝達をする業務があるところですが、情報の収集等について各部とどのように調整が図られ、本部においては実際どのような体制で運営されていたのかを伺います。

また、市民への広報の状況についてですが、災害広報計画において住民への伝達方式についてはさまざまな方法が定められているところですが、今回の大雨に際して実際どのような方法で伝達されたのか。また、災害広報計画では、住民及び被災者に対する広報内容として、災害に関する情報、注意事項及び協力要請内容、災害応急対策の状況、災害復旧対策の状況、被災地域を中心とした交通に関する状況、その他必要な事項が定められていますが、計画に定められた広報内容について大雨時、またはその後において計画どおりに広報が行われたのかを伺います。

さらに、避難対策の連絡体制について伺います。今回の大雨により避難勧告が発令され、避難所が開設されたところです。避難勧告の伝達の方法について災害応急対策計画ではさまざまな方法が定められているところですが、実際今回の大雨に際してどのような方法で伝達されたのか。また、避難所が設置された後、避難所と外部、あるいは本部との連絡体制はどのような形で運用されていたのかを伺います。

3点目として、今後の課題等について伺います。今回の大雨の対応に関し、災害対策本部の運営について幾つか課題があったと思われまます。そこで、それらの課題について検証を行う必要があると考えますが、どのような形で、またいつごろまでに検証結果について整理するのかを伺います。

また、砂川市地域防災計画についてであります。計画内容について実際の大雨の経験を受け、実態に合うように見直すべき点があると考えます。まず、防災訓練については、今回の経験を反映した実践的な防災訓練を行う考えはないか伺います。また、情報収集、伝達の体制、災害広報計画、災害対策本部の事務分掌の見直しを行う考えはないか伺います。

最後に、今回の大雨においても明らかになったように、災害のとき真っ先に力を発揮するのは現場の地域の人たちです。そこで、地域の自主防災組織の育成や地域の防災力を高める仕組みづくりについて今後どのように考えているのかを伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 何点か質疑がございました。数が多かったものから、答弁漏れがあったらご指摘いただきたいと思います。

災害対策本部の設置についてでございます。これについては、8月20日の設置ということございまして、その通知、公表については、災害対策本部の設置情報というのは情報伝達システムであります通称Lアラートという部分で空知総合振興局に伝えてきたところございまして、また水防関連団体でございます札幌開発建設部ですとか道、それから札幌管区気象台などとは電話等により情報共有を図ったというところでございます。市民に周知されなかった理由という部分のご指摘がございました。住民に対しての周知につきましては、本来であれば避難勧告前に災害対策本部を設置したというふうな部分が妥当であったかなと思うのですけれども、避難情報の発令を最優先に考えたことから周知するいとまがなく、本部設置情報については今回は周知していなかったというところでございます。

次に、情報の関係でございます。まず、地域防災計画上の本部体制についてでございます。本部長を筆頭に災害対策本部を設置しておりまして、非常配備体制に基づいて職員の動員を図ったわけでございますけれども、1時に初動態勢をする1次配備ということで行いまして、その約1時間後に全員参加ということで3次配備をしまして、応急対策に従事したところでございます。本部内での情報収集については、基本的には市長公室課が本部の事務局ということで、そこに情報が集中するように各担当とは連携をとっていたつもりでございます。

それから、市民への広報の状況でございます。随時どの程度ということになるのかなと思うのですけれども、砂川市では大雨警報が発令された場合については、ホームページですけれども、ホームページのトップに警報の情報が掲載されるようにシステム化しているところでございます。20日の日にトップページに緊急情報コーナーを設けまして、避難勧告の発令情報ですとか、そのほかに土砂災害に備えてですとか気象情報などのリンク集などなどリンクできるようにトップページに緊急的に配置をしたところでございます。避難勧告等の情報につきましては、ホームページ以外ではエリアメールですとか街頭放送、FMなかそらち、それから広報車ということで周知はしたところでございます。また、8月22日の台風9号及び土砂災害の注意喚起については、前日にホームページと広報車を使って市内全域に周知を行ったところでございますけれども、それが市民に向けたということになろうかなと思います。また、被害状況に関する情報につきましては、空知総合振興局ですとか、それからお問い合わせのあった報道機関には随時周知はしていたのですけれども、個別案件について市民の皆さんに周知するという方法については行っていなかったところでございます。

それから、避難所の連絡体制についてです。勧告の周知については、今ほどお話しさせていただきましたけれども、町内会長さんですとか、それから地域に広報車を走らせてと

いうことで避難勧告の周知はしたところでございますが、避難があった後の関係につきましては、大規模な災害等でありましたら避難所に避難者が殺到しまして、その関係、どこに避難者がいるのかとかというところを事業として再構築しなければならないですし、災害用の伝言ダイヤル等々を利用して確認していただくというすべしかないのかなと思うのですけれども、今回については少人数という部分もございます。一定程度であれば避難所にご連絡いただければ、それぞれの避難所の対応、若干時間はかかると思いますけれども、直接問い合わせただければ多少なりとも対応できたのではないかと考えているところでございます。

それから、今後の課題についてでございます。災害対策本部の運営の検証につきましては、35年ぶりに避難勧告を発令したということがありまして、なかなか経験のない中でこの部分でございます、大分混乱している部分もございました。そんな中で5カ所の避難所の開設、そして備蓄品の配送、食料供給等々をやってきたわけですけれども、初めての経験ということで、今現在それぞれの各班、担当している者から課題を整理いただいているという状況でございます、今後については実際にやってみて手薄となった班への動員体制などを重点的に検証していかなければならないと考えているところでありますし、改善できる点は速やかに改善していきたいと考えているところでございます。

それから、防災計画等の見直しにつきましては、まず防災訓練のお話がございます。防災訓練については、今回の避難所開設の部分の反省をもとに、できればその課題を反映したものということで訓練を実施していきたいという考えで今検討しているところでございます。

それから、情報収集等の見直しについては、これからもやはりこの部分については検証しなければならない。先ほどもお話ししましたけれども、各班、担当部門と本部がどう機能していたかという部分を検証しながら進めていかなければならないですし、改善する部分、それから今回経験した部分を次に生かせるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、最後になります。自主防災組織の関係のご質問もございました。自主防災組織については、消防と連携いたしまして着実に組織化されているところでございますけれども、引き続き組織化に向けて地域の防災力を高めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の2回目の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質疑をさせていただきます。

まず、第1点目の災害対策本部の設置についてであります。本部を設置してから最初の避難勧告まで時間の余裕があったと思われ。その間に周知することも可能ではなかったのでしょうか。特に難しい問題はなかったと私は考えております。

また、地域防災計画についてですが、本部の設置を住民に周知する意味合いというのは、住民に注意喚起をする、あるいは体制が整っていることを住民に周知するという意味合いもあったかと思えます。さらに、住民同様我々議員も本部が設置したことがわかれば今後の心構えもできるものであり、本部の設置の周知の意味合いは大きいものと考えます。そのような点から再度考え方をお伺いいたします。

続きまして、第2点目の災害情報の収集、報告、伝達、広報についてですが、当日の大雨のときさまざまな情報が本部に集められ、それに基づいてさまざまな判断が行われたものと思えます。しかし、住民に対する広報が十分であったのかといえば、私は十分ではなかったと思っております。例えば当日20日の午後8時の市のホームページでは、緊急情報として避難勧告の発令と避難場所の表示、避難場所のリンク、そして詳細についてはテレビ、ラジオで確認してくださいという旨の記載があるのみでした。そして、テレビにおいては、砂川市に関して特に詳細な情報が発信されているわけではなく、そのとき砂川市内においてどのような事態が進行していたのかわからず、不安になった住民も多かったのではないかと私は考えております。少なくとも災害広報計画に定められている事項については、市のホームページに掲載するなど広報するべきであり、特に交通に関する情報については市外から来る人にとっても有益な情報であり、二次災害を防止するためにも不可欠な情報ではなかったのでしょうか。そもそもなぜ広報計画に定められた広報が十分に行われなかったのかを伺います。

さらに、住民への伝達状況についてですが、住民組織、例えば町内会を通じた伝達については、受け手の町内会長においてはこのような場合に情報伝達を受ける役目であるとの認識がなかった事例もあったと聞いております。避難情報の伝達に町内会等住民組織を通じるとしても、各町内会にはさまざまな事情もあり、必ずしも意図したとおりの情報伝達ができない場合もあり得るのではないかと思います。こうしたことから、住民に対する情報伝達については検討するべき点が幾つかあると思えますが、市の考えをお伺いいたします。

また、避難所の連絡体制についてですが、先ほど各避難所にお問い合わせをというお話があったと思えますが、今回避難所の開設場所としては小学校等学校施設が多かったと思えます。さらに、土日ということもあり、連絡しようにもつながらなかったというような事例もあったと聞いております。また、ある町内会においては、自主避難した人の所在がわからなくなった事例もあると聞きました。このような混乱を避けるため各避難所におい

て作成した名簿を本部で取りまとめると、外部から照会があった場合、避難所でも本部でも回答できるような体制の構築が必要ではなかったのでしょうか。市の考え方をお伺いいたします。

3点目、今後の課題等についてですが、本部運営の検証については、できれば防災の専門家を交え意見交換するなど、外部の視点を入れた検証をするべきだと考えますが、市の考えを伺います。

また、今回の大雨については、一見突発的な事態であったかのように見えますが、まず第1段階として台風7号の北海道上陸があり、その後に引き続きの大雨の災害というふうになれば、これらについては一連の出来事であったと考えることもできると思います。実際今回初めて運用となった滝川市のタイムラインについては、台風7号から運用が開始され、一連の台風が去るまでスムーズに運用されたことが報道されております。このようにタイムラインは風水害において効果が実証されたわけですが、砂川市の地域防災計画においてもタイムラインの考え方を導入した見直しが必要と考えますが、市の考えを伺います。

防災訓練についてはわかりました。

災害情報の収集、伝達については、住民が必要とする情報を提供できる、地元をよく熟知した市役所の役目は重要です。突発的な事態に対し業務量が膨大になるような事態が起きたとしても、業務量に応じた人員配置を柔軟に行うなど、住民に的確な情報が提供できるような体制の構築に努めるべきと考えますが、市の考えを伺います。

自主防災組織についてはわかりました。しかし、町内会においては、高齢化等によりいざというときに力を発揮できないようなところがあるのが現実だと思います。そのような担い手不足の状況について市としてどのように考えているのかを伺います。

以上、2回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 広範囲に伺われているようです。順次答弁をさせていただきますと思います。

災害対策本部の周知の関係でございます。朝6時にしてから避難勧告の1時までの部分でございます。確かに対策本部が設置されたという周知、重大なことだとは思っておりますけれども、どうしても午前中の時間帯非常に小康状態が続いていたということもありまして、この段階で前段の対策本部を設置したという広報をするにはまだ早いだろうというのが実は本部内での話の中でございました。その中で、11時から大量の雨が降ってきたということで、災害対策本部の設置の広報よりも避難勧告を優先したというのが実態でございます。これについてはもっともっと気象情報を十分把握する必要があったのではないかなというふうに思っておりますし、市内広報する手法としては広報車等々でやっているわけですが、その時期についても考えないと、過去にも早朝に市内広報をして、何事か

というようなお叱りをいただいたこともございますので、その辺は十分過去の例も踏まえながら、その場、その場で対応しているということをご理解いただきたいなと思います。

それから、あわせて市民の皆さんへのホームページ等々でのPR関係でございます。確かに避難勧告の部分はホームページで出しているわけでございますけれども、なかなか十分な発信の仕方ができていなかったかなというのは本部としても思っているところでございまして、通行どめ等の市道の情報等々については、今後はできるだけ迅速にホームページに載せていける体制をしなければならないですし、情報の出し方についてもホームページ上でまずは出せる方法を今後検討していきたいなと思っているところでございます。

それから、避難住民の名簿の関係でございます。今回ぐらいの数であれば、本部で集中するなり、避難所の開設に当たる班に集中化するという手法ももしかするとあったのかなと思います。今回については現場、現場でお願いしていた。その反省がこの後私どものほうで上がってきながら、今後の体制づくりをというふうに考えておりますので、その辺当然避難所の部分については考えていかなければならないかなと思っているところでございます。

それから、町内会長さんとの関係も少し伺われたと思います。住民周知の中では、地域のリーダーでございます町内会長さんにまずお知らせするというのが全市的な部分については必要かなということで、やはりその部分は考えなければならないのですけれども、町内会長さんが順次かわってくる町内会もでございます。1年ごとにかわってくる町内会もでございますので、その辺についてはぜひ町内会長さんの引き継ぎの中でお話ししていただきたい部分もでございますけれども、こちらからもお知らせする段になってはそういう部分もこういうことでお知らせしていますよというふうな広報の関係はしていかなければならないと思っているところでございます。

それから、高齢化で町内会自体がということもありますけれども、やはりできる範囲でやっていただきたいなと思っているところでございますけれども、不十分な部分は行政としてどの程度できるか、全てやれますよということは実現無理でございますので、どの辺までできるかというのは考えなければなりませんけれども、やはり地域の最初の自治組織でございますので、町内会の活躍については今後もお願いしたいなと思っているところでございます。

それから、防災計画の見直しについてでございます。今回リエゾンに来ていただいて、水害における考え方もお聞きしたところでございますので、見直しに当たってはそれらいただいたご意見も踏まえて、見直しを進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。タイムラインのお話がございました。新聞にも載っておりまして、興味深く見ていたわけですが、タイムラインも100%ではないというところもあったよ

うでございます。ただ、私どもとしては、対策本部が経験に基づいて蓄積したものが順序よく処理されることが災害対策になるのかなというふうには思っております。タイムラインの部分については、今滝川市で始まった部分が検証されると思いますので、その辺は十分どう生かされていったのかという部分、それから足りなかった部分も踏まえて滝川からご意見を伺いながら、今後砂川市にとってはどうかという部分は検討していきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、最後にまた伺いたいのですけれども、今回想定外の出来事が幾つかあったと思うのですけれども、それらは新たな経験を得ることができたという前向きに考えていただき、今後の防災計画の密度を上げていただきたいと思っております。これから北海道においても環境変動等で台風が毎年来るような時代が来る可能性が高まったのではないかなという認識もあるのですが、そういうことであればこれまでの防災計画で後手後手に回ってしまった部分もあったと思いますが、時代に合った新たな防災計画を官民協働でつくっていく必要があると思っておりますが、最後に市長の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 官民協働の話が出ました。災害協定を結んでいるのはそれなりの理由がございまして、それぞれの団体、建設業界も含めて私は機能していたと思うし、コカ・コーラもスムーズに対応していただいたし、コメリのほうも対応していただいたと。ただ、全てが全部できたかという点、タイムラインの話も出ましたけれども、あれは指針みたいなもので、実際災害が起きるとなかなかそうはならないだろうと。たまたま滝川は何もなかったもので、タイムラインどおりと言うけれども、災害が起きたときには現場というのはそんな簡単なものでなくて、全部計画どおりにいかるといったら、いかないのを想定した中でどこを最小に抑えるかというのが首長の使命でございまして、広報の話もいっぱい出ましたけれども、先ほど総務部長も言いましたけれども、広報のあのスピーカーでは何言っているかわからないし、うるさいとかと怒られるという話で、私はどちらかという点あの計画の中で浸水被害区域とか限られたところを明確に広報するだとか、あとはやっぱりインターネットの時代になってきて、どんどんふえてくるので、そこで周知してきちんとやるべきで、災害対策本部の設置もたまたま今回本部のほうでいろんな事象が一遍に入ってくる。その判断を責任者がいろいろする中で、やっぱりそこが現実的に災害になると難しいところなのだなど。それをどうほかの職種がカバーしながらやっていくかというのをしっかり検証しながら、肩がわりするところをしていく役割分担をどう決めていくかと。でも、情報はやっぱり1カ所にしないと、本部長のところに入ってくる情報がいろんな人からいろんなこと言われると判断できないというのがあるので、私の指示で1人にしなさいと。それは、総務部長でも防災担当の課長でもいいと。ただし、財政的な権限も与えて、そこで判断できるようにしようというのが私の目指すところでございま

す。先ほども中道議員にも言いましたけれども、どうこれを検証していくか、どこが足りなかった、それを全部手当しながら、できるものもできないものもあるけれども、それはなぜできないかを市民にわからせるのも首長の役割であろうと。全部できるというのは、お金の問題もかかわってくるし、国も道も巻き込む問題もあったりしてできないけれども、できるところは必ずできると。それは、地域の人たちにもきちんと説明しながら私はやっていきたいというふうに思っていますし、今回私と副市長以外は初めて経験する職員も多かったわけでございまして、例えば避難物資や何かもせつかく防災協定を結んでいるのにそこまでなかなか連携がとれなかったとか、消防団との関係も土のうの手配も含めてもうちょっと連携を密にすべきところがあったのではないかという反省もいろいろございます。だから私はそれらを検証しないとだめだと。災害が終わった後にどこがだめだったか、どこが問題あったかというのをきっちり検証した中で災害計画も含めて直すところは直しながらやらないと、書いてあるままというのだったら、私は危険なところの命を救うのを最優先しますから、どっちをとるのかといたらその対象のところにも全力でいくような体制をとっていて、ほかのほうは現場の判断です。捨てる場合もあると。それは命の危険がない。そういう判断をぎりぎりあの場面でしているということもご理解いただきながら、議員の言われるところも直しながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、私のほうからは大きく1点、このたびの災害にて設置された災害対策本部において、各防災協定を締結している団体や消防団へどのような周知並びに要請、情報共有が行われたのか、また周知、共有されなかった団体があった場合はなぜ周知されなかったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 各団体の周知等々についてのご質問でございます。災害対策本部が周知する団体、それぞれ国の機関等々ございますけれども、ここでは市が協定等を結んでいるところとどうしていったかという部分を中心にお答えいたしたいと思います。

防災協定を締結している団体については、全ての団体に対して避難情報の情報共有を行ったわけではなくて、各団体それぞれと協定の内容が違います。必要な内容のある協定団体とそこには具体的な情報交換をしながら、砂川市から各団体に協力要請を行ったというのが実態でございます。消防等々のお話、それから他の団体については、今のところそういう情報交換はしていなかったということでございます。消防についていいますと、消防長が対策本部の本部員ということで会議の中で報告をいただいたわけですがけれども、今回の災害については消防組合、消防署の署員の中で対応できるというふうな中で、団のほうには招集をかけなかったというふうなご報告をいただいているところでございます。消防

が行う災害対策、多岐にわたってあると存じます。人命救助というのが一番だとは思うのですけれども、土のうの関係ですとか、今回最終的に見ると土のうの数が足りなかったかという情報も本部に入っておりました。ということは、土のうを積んでほしいところが非常に多くあったのではないかと考えているところがございます。そういう部分は、今回の雨量でこのくらいあったということがわかりましたので、やはり消防の署員も人数がいっぱいいるわけではございませんので、そういうところは消防団にお願いする部分をお願いする必要がありますし、どの程度で情報が行くのかというのは詰めていかなければならないとされているところがございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 わかりました。

今回自分の立場上で話をさせてもらいますと、青年会議所として地域防災協定を結んだ際に避難所への支援の物資をお願いしたいというふうに締結のときには言っていました。ただ、緊急情報メール等々では避難所が開設されたですとかそういった情報が上がってくるのですけれども、待てど暮らせど要請はなかったと。いいことなのかもしれないのですけれども、災害というのは刻一刻変化していくものだと思うのです。そういう意味では、いざ本当に必要になったというときに誰も家にいないとか今すぐ行けないとかということであれば、せっかく締結をしてもなかなか招集されても難しいのかなという部分もありましたので、今後起こり得ることも想定しながら、それぞれの団体に迷惑がかかるかということではなくて、よくニュースとか雑誌、新聞等では防災に関してはちゅうちょしてはいけないというようなことは書かれておりますので、そういうところはわかって締結している部分もあるでしょうから、少なくとも今後推移を見ながらになるかもしれないのだけれども、できれば自宅待機をお願いしたいとか、そういったことがあってもよかったのかなというふうに感じております。

当然消防団に関しても同じなのですけれども、私も何かしら近隣の情報も団同士ではいろいろラインのやりとりなんかもしながら、これは呼ばれるのではないかと、上砂川はもう招集かかったらしいぞとか、いろんな情報が錯綜はするのですけれども、砂川に関しては、よかったと言えるのかちょっとわかりませんが、招集は今回はなかったということだったので、そちらも本当に河川が氾濫して想定していなかったぐらい水が出てきてしまった。では、慌てて消防団を招集しようかといっても、やっぱりそれぞれ仕事や家庭を持ちながらボランティアで登録している方たちですので、早目にそういったところも、そういうことが起き得る可能性があるので、自宅待機を促すとか、そういったことがあってもよかったのかなというふうに感じておりますので、今後ということになりますと、そういった地域防災訓練等に合わせて各団体との情報の伝達の訓練とか、実際に来る、来ないにかかわらず、またはもちろん実際に実働訓練等々も行いながら、連携の確認なんかを、毎年人もかわっていきますし、毎年行っていったほうがいいのではないかと

うに思うのですけれども、そのあたりの見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 協定の各種団体、本当に多種多様にわたる協定をさせていただいているものですから、その場、その場で協定の内容に基づいてやれるものはないだろうかというのが今までの本部のほうの使い方かなと思います。必要なときにどこがいけるだろうかという部分があったので、今後については今ほどご意見いただきましたので、どう対応できるか、ちゅうちょせずというお話もあるのですが、やはりちゅうちょする部分もございまして、その辺はバランスよく対応していきたいと思います。

それから、消防のほうについてでございます。私どもも消防組合のほうに地域防災の関係についてはお願いしている立場がございまして。情報は十分連携をとっておりますし、今ほどあった部分についてはご意見としてありましたということはお伝えしながら、今後の防災に当たっての消防団等々の扱いについても防災担当と消防のほうと協議をしていきたいと思っておりますのでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

訓練時の協定の方々との連携につきましてもあわせて、訓練に来ていただくとかということにはなかなかならないと思いますけれども、どういう協定をやっているのかという部分について改めて何かの機会でこういう協定を確認しようというような部分がもしかすると必要なかなと思うところがございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そんなに難しく考えなくていいのではないかというふうには考えています。事青年会議所でいうと40歳までで卒業ですので、ただ協定だけは残るけれども、人はどんどん入れかわるということになります。今の現役メンバーでいけば防災協定を結んでいるということは認識しているかもしれないのですけれども、やはり毎年毎年であっていいと思います。その中で、もちろん団体内でそういう話を継承していくということも大前提なのですけれども、それら訓練を通じたり、伝達訓練なんかも通じたりしながら、常に防災意識を持っていただくというのは、協力関係を持って引き続きやっていくということが大事なのだろうというふうに思いますし、消防団のほうに関しても当然最終的な判断は組合のほうで判断をするのか、要請という形になるのか、本部の中にいらっしゃるということであれば一緒に中で会議をしながら決定していくということなのかもしれませんけれども、こういうものは遅いと効果をなかなか発揮できなかつたり、さらには人命にかかわったり、そういうことがありますので、その辺はわかって消防団に入っている方たちですので、言ってしまうとちょっと寂しさを感じたかもしれないです。そういう意味で少しそのあたり今回を機に見直していただければ見直していただきたいというふうに思いますけれども、先ほど市長も各団体へ少し深い話もしていただきましたが、今回のこの状況、それから実際にかかわりのある人間としての質問として今回どう

というようなことが起きて、今後に対してどのような考え方を持っているのか、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 先ほども一部申し上げたのですけれども、反省すべき点については、防災協定を結んでいる青年会議所等に救援物資というのは私が直接携わったので、覚えておまして、そこに頼まなくていいのだろうかという疑問は私一瞬しました。ただ、恐らくすぐやらないとならないと。そしたら、いる職員をばっと動かしたほうが、恐らく災害担当はそのほうがすぐ行けるという判断をしたのだろうかというふうに思うのですけれども、後のことを考えるとそれをちゃんと一回やっておかないと続かないだろうなと。結果的には避難所のほうで人が足りなかったとかいろんな問題があったので、そのときに協定を結んでいる団体が入ることによって、市の職員が全部やるというのは現実には不可能なところが、実際災害が起きるといっぱいあるわけでございまして、そのところはしっかり協定を結んだ以上はお願いすべきだったろうと。職員のほうが早いのは確かに車も用意されて、出るスタイルができていますのですけれども、総体的には職員の人数が限られているというのがございます。それについては反省も踏まえて、ほかの団体等はちゃんと災害協定どおりやっていたというのもございますので、しっかりやっていきたいなというふうに思っておりますし、それから消防団の関係についても56年のパンケ歌志内川の水害のときに主力になったのは実は消防団の人たちでございまして、土のうを積みながら、一部水はあふれてしまいましたけれども、最前線で頑張っていたと。当時は消防職員自体もまだ今ほど人数のいない時代で、消防団が主力の時代でございました。今は消防が全部やれるのかといたら、やっぱり川が氾濫するという状況になると消防職員だけで対応できないと。私一番気にしていたのは、石狩川よりもパンケ歌志内川のことをすごく心配して、何回も見に行きましたけれども、下流よりも下吉野橋の上のほうのところは何もなくそのまま川になっているので、それがあふれたらどうしようと。その対策を考えるなら消防団としっかりと連携とるべきであったらというふうには思っていますけれども、その状況も踏まえて消防と、消防がほかの団体というのではなくて、本部長というか、市長が発令すれば全部消防長を経由するけれども、招集をかけなければならないというのがあるので、それは反省としてしっかり覚えておきたいというふうに思っています。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) 質疑に先立ちまして、私からもこのたびの災害で被災された市民の皆様方に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、不眠不休で災害対応、災害対策に尽力されました市職員、関係職員、民間企業の皆様方に心より敬意を表するものであります。今ほど3人の議員からの質疑もありましたので、重複するところを除きまして、私から特別行政報告に対して9点ほど伺います。

まず、1点目は、市民に対する情報の周知であります。災害時などにはパニックや混乱

を誘発しないように正確な情報の伝達が求められます。この点市では公用車を出して避難を呼びかける放送をしたり、商工会議所の街頭放送等を通じて避難を呼びかけたりしていましたが、そういった情報に接する方以外のいわゆる情報弱者となり得る方に対してどのように情報を提供してきたのか。

2点目に、このたびの災害は市内にも多くの被害をもたらしました。消防や病院以外の土木現業所、石狩川開発建設部、警察、自衛隊などの関係諸機関との情報共有や連絡体制について、実際の災害時には想定外が大小あると思われませんが、地域防災計画どおりの情報共有、連絡体制の構築ができたのか。

3点目に、災害発生時や災害発生が経過した後であっても危険な箇所などの情報を的確に把握して適切な対応をとるために、近年さまざまな行政機関や民間企業で導入されているカメラつきのドローンについて導入を図っていくことも検討すべきと考えますが、今回の災害を踏まえてどのように考えているのか。

4点目に、このたびの災害は河川や道路に大きな被害をもたらしていますが、予算との兼ね合いもある中、今後の復興に向けてのスケジュールについて今現在はどうのような進め方となっているのか。

5点目に、道道文珠砂川線は、途中区間の崖崩れにより現在も通行どめになっていますが、ここは砂川市内であれば晴見、焼山地区の市民の方、そして歌志内市民の方、あるいは物流にとっても大きな影響が出る大切な道路です。また、空知中央バスの路線バスも走っており、買い物や医療機関など車を持たない交通弱者の方にとっては必要な路線ですが、この通行どめの影響により迂回を余儀なくされたり、タクシー等を利用されるなど経済的な負担も発生していると考えられます。この通行どめによる影響や対応についてどのように考えているのか。

6点目に、このたびの災害によって床上や床下浸水をした建物もあると聞いています。災害時には周辺にはなかった流木、ごみや汚泥などが流れ着き、衛生上もよくありません。こういった災害による廃棄物の処理については、どのように処理や対応をされてきたのか。

7点目に、農作物にも大きな被害が出ているとのことですが、さきにも触れたように農作物被害の中で廃棄物になったものは先ほどの災害廃棄物とは別の形で処理すると思いますが、それはどのようにしているのか。あわせて農作物の被害については、第一義的に農協の共済など自己責任が大原則ですが、農作物の不振による影響は、消費者の食卓にも価格や品薄となってあらわれてくる場合があります。農協とは別の形で農作物被害の救済についてできることがあれば対応すべきと考えますが、このたびの災害においてはそういったものがないのかどうか。

8点目に、災害を被災されることによって被災された方の人生計画の中で思いもよらない出費を強いられることがあります。経済的なケアとして公的な融資制度の支援を必要とされる方に対しては、その制度の仕組みや制度そのものに対する周知も必要となってくる

と思います。行政の思いだけで今回はそういうものはないだろうではなく、きちんと周知をして、どんな方がいてもしっかりとケアできるように対応しておかなければならないと考えますが、現状はどのようになっているのか。

最後に、9点目は、税の減免規則の制定についてであります。大きな災害が発生した場合には、例えば市民税の減免につき規則において詳細を定めることがあります。近年では、平成16年に平成16年台風18号による災害被害者に対する市税の減免に関する規則を、平成5年には冷害による被害者に対する市税の減免に関する規則を定めましたが、今回も規則を定めていくのかどうか。なお、9月9日に市のホームページに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免についてのお知らせを出して周知しておりますが、この周知についてもホームページに載せる以外の対応も必要だと思います。周知体制については、どのように考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから4点ほど答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、市民への情報周知でございます。これについては、今まで各議員さんからご質問があった部分と重複するので、重複部分は差し控えますけれども、特に弱者への情報という部分でお答えさせていただきたいと思えます。前段お話ししましたとおり、ホームページですとかそれぞれの報道機関、それから広報車等々で周知はしているところでございまして、今回につきましては避難勧告という部分に特にということになりますと非常に危険なところがあると。避難勧告をした区域の中でもさらに危険な区域があるというところがございます、その辺につきましては個別に臨戸といいますか、1軒ずつというような方法で避難勧告が出たよというふうな周知をさせていただいたところでございます。

次に、関係機関との情報共有の関係でございますが、災害対策本部の設置などの情報につきましては、情報伝達システムである通称Lアラートというシステムの中で空知総合振興局のほうにお伝えしまして、これについても各種国、道とかについてはそれぞれ電話のやりとり、それから開発局についてはリエゾンを派遣していただいておりますので、リエゾンさんを介して国と情報のやりとり、共有を図ったところでございます。

次に、ドローンの導入についてのご質問がございました。雨や風など気象条件や飛行時間帯などに左右されるドローンについては、災害時というよりも災害発生後の被災情報収集に有効に活用される事例がふえていと聞いているところでございます。このたびの文珠砂川線の土砂災害にも国土地理院のドローン映像がユーチューブにアップされ、また8月21日の越流堤を含めたオアシスパーク全体の状況がドローンにより撮影されたということで、国交省のほうから砂川市のほうにも提供されていることがございます。被災情報の収集には非常に有効であるというふうなことは認識しているところでございますけれ

ども、これについてはドローン空撮を専門とする会社への委託ですとか、所有している企業などとの防災協定などを視野に入れながら、幅広く検討していきたいと考えているところでございます。

それから、最後に市税の関係です。減免については、今ほどお話あったように9月5日にホームページでアップさせていただきまして、9月15日号の広報すながわにも掲載することとしておりますけれども、税条例の規定に基づきまして天災による市税の減免に関する規則を9月7日に公布させていただいたところでございます。16年の被害等々である程度同様というような形にはなるのですけれども、市民税、国保税については住宅、家財について損失金額が一定割合の場合ということで定めておりますし、あわせて農作物の減収等々についても損失額の合計額によって減免額を決めるということで公布させていただいているところでございます。また、固定資産税については、家屋被害があった場合、償却資産について生じた損失についても一定程度の被害額があった場合については減免をするというふうな形で定めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から1点、河川及び道路の復旧スケジュールについてご答弁を申し上げます。

河川及び道路の復旧につきましては、軽微なものなどにつきましては既に修繕などの対応を行っておりますが、復旧工事につきましては国の補助であります災害復旧事業を活用することを予定しながら、現在取り組みを進めているところでございます。このため今定例会の会期内に提案させていただき補正予算におきまして調査設計などの委託料を計上するとともに、災害復旧事業につきましては国の災害査定というものを受けなければ工事の着手はできないものとされておりますけれども、車両の通行に支障が生じるなど早期の復旧が必要な道路につきましては、3路線について応急工事として実施することとして進めておりますので、こちらにつきましては工事費を計上する予定であり、そのほかの道路、河川の復旧工事につきましては、その後国の災害査定の結果などを踏まえ、単独事業も含め工事について補正予算を提案させていただき、復旧工事に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から市民部関連3点ほどご質問をいただいたということでご答弁を申し上げさせていただきます。

まず、中央バスの交通どめによる影響と、またその対応ということでございます。道道文珠砂川線を通る焼山線につきましては、北海道中央バスが運行しております。大雨の影響によりまして8月20日午後から運休をしており、その後の土砂崩れの影響で道道文珠砂川線が寸断されたことから現在も運行できない状況にあり、運行再開の見通しも立

っておりません。このため市のホームページにおきまして焼山線の運休に係る周知を行っているほか、関係機関等から情報収集に努めているところでございます。

ご質問のありました焼山線運休による影響についてであります。現時点までに運休に対する市への問い合わせなどはなく、また利用する機会が多いと思われる砂川希望学院によりますと、以前から施設の車両により通所者を送迎している経過もあることから、今回のバス運休により影響を受けられました15名程度の通所者もあわせて現在送迎している状況にあり、通所者にとって特に支障を来す事態には至っていないということでございます。

今後の対応についてであります。北海道中央バスによりますと運行の再開は道道文珠砂川線の復旧が前提であり、それまでの期間は運休をせざるを得ない状況ではあります。市として可能な対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、災害の廃棄物の処理について市民部関連の部分をご答弁申し上げます。床上浸水いたしました4軒につきましては、浸水により使用できなくなった家具、じゅうたん、畳等を焼山にごさいますごみ処理場で受け入れを行っているところでございます。今回廃棄物の収集運搬作業につきましては、基本的には自己搬入となるものであります。受け入れを行うごみ処理場に通じる市道の一部が崩壊したため、安全性を考慮しまして職員が行ったものでございます。ごみ処理場への搬入量は、全体で約4,200キログラムであり、この際に係る廃棄物の処理手数料でございますが、砂川市廃棄物処理手数料の減免に関する要綱に基づきまして全面免除したものでございます。この廃棄物の処理のほか床上、床下浸水した家屋を中心に希望に応じて消毒作業を行っているものであり、床上浸水した4軒につきましては屋内消毒を実施し、また床下浸水等の73軒につきましては屋外消毒を実施したところでございます。

3点目、被災された方の公的融資制度についてご答弁申し上げます。市では、災害が発生した場合市の災害復旧計画に基づきまして、被害の程度を十分に調査、検討した上で応急金融対策を講じることとしており、生活援護の関係では被災された生活困窮者等の再起に必要な資金や住宅の復旧のための資金として国や道の制度等を活用するとともに、災害援護資金などの各種制度の導入に努めることとしております。市では、このたびの大雨による被害の状況について速やかに調査を行ったところ、住宅が床上浸水の被害を受けた世帯が4世帯あったことから、8月22日に被災者宅を訪問させていただき、被災した住宅の補修等の対応予定や今後の生活等について確認を行ったところであり、この4世帯の意向といたしましてはいずれも住宅の床の張りかえ等の補修工事を行い、生活再建を目指すとのことであり、修繕に要する費用につきましてはご自身で加入されている保険から支払われる保険金や親族等の支援により対応するとのことであり、融資に係る要望はない旨確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から農業被害に関する3点ほどについてご答弁申し上げます。

初めに、農業廃棄物の処理についてでございますが、今回冠水いたしました農作物につきまして被災した農業者にお聞きした範囲では、今回出荷できない農作物につきましては廃棄ではなく堆肥化する方法により活用されるとのことであります。

続きまして、農作物被害の救済についてでございますが、農業は他の産業に比べて気象上の災害などの自然の影響を直接的に受けることが多いため災害で受ける損害を補填し、農家の経営安定と農業の発展に役立つよう農業災害補償法に基づき農業災害補償制度が創設されております。当該制度は、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設などを対象に、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業者の損失を補填し、農業経営を守るという農家の相互扶助を基本とした共済保険制度で、共済掛金の半分と農業共済組合の運営に係る経費を国が負担し、国の農業災害対策の柱となっている制度であります。農業者の皆様には当該制度を積極的に活用していただき、災害に備えるとともに農業経営の安定を図っていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、被災された方のうち農業者に対する公的融資制度についてでございますが、被災された農業者等で活用できる融資制度には、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、天災による農林水産の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に必要事項を定めた政令を制定し、発動される天災融資制度、さらには株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付制度で、自然災害により農林漁業経営の維持、安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するため資金を融通する農林漁業セーフティネット資金や果樹の改植、農林漁業施設及び共同利用施設の災害復旧に要する費用を融通する農林漁業施設資金災害復旧がございます。天災融資制度につきましては、北海道では平成16年の災害以降政令が発動されておらず、今回の災害で発動されるかは未定でございます。農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金災害復旧につきましては、借入れ対象者や資金の用途などに要件がございますが、活用できる方もいらっしゃるかと考えておりますので、被災した農業者への情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の2回目の質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の2回目の質疑を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、午前中に答弁をいただきましたので、またそれに従って再質疑を行ってまいります。

まず、1点目の情報弱者となり得る方に対しての情報提供ということで、ほかの3人の議員さんの中でもいろいろと今後の課題等も含めて地域防災計画の見直し等や消防団、あるいはいろんな諸団体との連携の話もありましたけれども、現状ホームページに情報を掲載したとして、今60代、70代ぐらいの方であればホームページというものを見ることが可能な方もいらっしゃるかもしれませんが、高齢者の単身独居世帯ですとか80代、90代のお年寄りも市内にはたくさんいらっしゃいます。そして、町内会長さんですとかそういった町内の方を通じて情報をおろすといっても、こういう災害が発生した場合にはその方々も当事者となっているわけであって、自分たちも家族がいて、避難をしなければならないといった中で、なかなかきちんとした情報がそういうインターネットとかの電子媒体で把握できない人には伝わっていきづらいということと、それから市の広報車による広報も当然危険な業務の一つであると思います。特に災害が発生し、避難勧告が出された地域というのは、いつ自然災害の猛威が振ってくるかわからない地域に赴いて避難を呼びかけるわけですから、職員の安全も確保しないといけないと同時に、今回の大雨でわかった件が1点あって、北海道は厳しい冬もありますから窓のサッシが二重になっております。そこに雨が降ってきて、どれだけ放送設備で放送を呼びかけても室内にはなかなか声が届いていかないということもあります。ですので、一番これを具体的に解決する情報伝達方法としては、個別に訪問をするということが一番いいのしょうけれども、そうすると当然マンパワーにも限りが出てくると。避難誘導と救助と両方を一緒にやらなければならない状況にもなりかねませんので、常日ごろからこれは介護福祉のほうでも単身高齢者の世帯等を把握していると思いますので、市の内部でもしっかりと情報共有をしながら、いざ災害が発生したときにそういった方のところにいち早く駆けつけられるような体制、情報弱者となり得るような方に対して特に正確な情報を伝えていくということは、いろんな経験を踏まえて常に更新していかなければならないと思うのですが、その辺は今後どのように対応していこうとしているのかということと、今回は避難勧告というものは出されましたけれども、特にまちなかに出された避難勧告については、私も避難勧告の対象エリアでしたけれども、非常にその中でも濃淡があると。町内といっても端から端まで広い町内ですと、避難勧告地域で町内単位で出されたとしても実際に危険の及ぶ場所と危険から離れている地域があるわけですから、この辺も今回の災害を教訓として今後の避難誘導のあり方等を検討していかなければいけないと思いますし、役所の中で検討するだけではなくて、そういった情報というものは積極的に市民の皆さんに開示しなければ常日ごろからの備えというものができないわけですから、この辺も情報の伝達の仕

方を含めてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、2点目の関係諸機関との連絡のやりとりですけれども、今回砂川市も大きな被害はありましたけれども、例えば自衛隊による災害派遣とかそういったようなものが起きるほどの大きな災害はありませんでした。しかしながら、いつ何どきそういう災害が起きるかどうかということはわからないわけでありますから、午前中の市長の特別行政報告の中でもあったと思いますけれども、開発局の職員が2名ほど来ていただいたということがありましたけれども、そのほかにもいざというときには自衛隊の皆さんの力をかりないといけないということもあろうかと思しますので、連絡調整という意味合いではそういった方々にも来ていただいて、常駐していただいたほうがよかったのかなと思うのですが、その辺について現状を踏まえて今後どういうふうにしていこうとしているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、3点目にドローンの導入の話ですけれども、職員も職務に精励をして、被害者や被災地域の状況を常に把握するという大切な仕事がある反面、職員の安全確保も図らないといけない。先ほど答弁の中では、専ら災害時の活用というよりは災害後の状況調査等のほうに使われる力点が大きいのではないかというお話もありましたけれども、今回はたまたま砂川市で発生しなかった河川氾濫のようなものがあつた場合に、現地に人を派遣して情報収集を図るとするのは非常に危険な状況になります。ですので、遠隔地からドローンを飛ばしながら決壊している箇所ですとか、どういうふうに避難経路、物流経路を確保するですとか、そういったようなものは上空から鳥瞰的に見るほうがいだろうと。ヘリコプターは、実際にそういう災害が発生した場合には人命救助のほうに割かれますので、むしろ小型機であるドローンにカメラをつけて情報を把握するような、これは災害時でも活用できることですので、先ほど答弁の中ではそういったようなものを持っている民間企業さんですとかほかの機関との協定を結んだらどうかという話もありましたけれども、災害時は発生するとこの砂川市だけが災害に狙い撃ちということは余りないわけで、広域的に災害が発生する可能性というものが非常に高いわけでありますので、やはりできるのであれば自前で用意する必要性もあるのかなと。国土地理院のドローンが道道文珠砂川線が崩落したときにいち早くその現場を撮影して、2日後ぐらいにはユーチューブに載せているわけです。ですので、砂川市も確かに所管は北海道になるかもしれませんが、この後の質疑でも出てくるようにあそこは市民の生活道路として重要な道路でもありますので、そういった被害状況の把握とかを考える上ではこういったドローンの導入というものも自前で考えるべきではないかと思しますので、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

それから、4点目に復興に向けてのスケジュールの件でありますけれども、国からの災害査定等を受けないといけない部分もあるということでしたけれども、これは手続の話として、災害査定を受ければ今回被害を受けている河川や道路について同時期に着工できる

のかどうかということなのです。つまり工事の中でも大きく復旧を急がなければならないというお話も先ほどの答弁の中で3路線は特に急ぐという話もありましたけれども、その後国から災害査定を受けた場合に、ほかにも大小の被害を受けている河川や道路などについては、国の査定が通ったということで同時期に災害復旧に入って行くのか、それともそこでも優先順位というものがついて行くのかどうかということなのですけれども、その点はどのように進められていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、5点目の文砂線の通行どめによる影響ですけれども、現在ホームページで周知をしていたり、その路線沿いにある施設は自前でバスを持っているので、影響は出ていないということでもありますけれども、ここの道路が通れないということは、砂川市立病院に市外から来ている、歌志内市や赤平市、芦別市から来られている患者さんにとっては非常に大きな負担となります。それが仮に路線バスではなくても、自家用車であっても迂回を余儀なくされるわけですから、ここは早急に通れるようにしていただきたいと思えますし、あわせてあそこの路線バスは今走っていますけれども、これはこの場ではなくて、また別の場でも触れますが、この後決算審査があります。その中でも毎年上がってくることでありますけれども、収支不足補償額ということで民間事業者に対して補助を出していると。つまりそれだけ利用者の数が少ないということでもあります。この通行どめが続き、路線バスが運行できないということになると、今ほど民間事業者からその損失を補填してほしいというような話が出ていないということでありましたけれども、私が危惧するのは補填をするということだけではなく、この路線そのものがこの災害が引き金になってなくなってしまうのではないかと、そういったようなことも懸念しているものですから、その辺の対応についてというものもしっかり協議しないといけないですし、市内に目を転じてみれば焼山、晴見地区にも多くの住宅があって、人が住んでおります。まちなかに出てくるにしても、特にお年寄りなんかは自家用車を持たない方もいらっしゃる。そういった方々がどれだけ路線バスを使っているかということのデータというものははっきりとしたものはありませんけれども、場合によってはその地区を限定してアンケート調査をして、公共交通機関を使っているかどうかと。仮に今それが自家用車等を使わずにタクシー等のものに代替しているのであれば、そういった方々に対する何か手当的なものというものも市の中では検討できないのかどうかというようなことも含めてお伺いしたいと思います。

それから、6点目の災害廃棄物の処理の関係については、先ほどの答弁で理解いたしました。農作物の廃棄物の処理についても理解をいたしました。

農作物に関連して、その農作物被害の救済についてのお話なのですけれども、先ほど国の制度のことについてのご答弁をいただいたのですが、私がここで質疑をした趣旨としては、国や北海道の制度はもちろんそれはどんどん周知をして、適用できるものであれば使っていただきたいと思うのですが、市独自のものとして何か今回の災害に当たって考えら

れるものはないのかどうかという趣旨でお伺いしたわけでありますので、その辺どうして農業だけなのかというような声も出てくるかもしれないし、農業以外の商業とか別の工業とかでも被害が出ていればそちらも何か考えてほしいという意見も出てくるし、公平性という問題もありますけれども、やはり農業は国の礎というようなものが昔から言われているように、先ほど私も1回目登壇して言いましたように消費者の食卓、つまりあらゆる市民にかかわってくるものでありますので、その辺のお考えについて再度お伺いしたいと思います。

それから、公的補償の関係で、今回床上浸水された方は自分の力で再建に向けていくということで、公的融資制度のことを望まないというお話がありましたので、これは被災された方がそういった意思を示されていて、ほかには今のところそういった相談もないみたいですので、これについては理解しましたけれども、一言だけ申せば行政が十分に把握していないで、市民それぞれが困っているニーズって違うものもありますので、こういう公的融資制度の仕組みというものは随所で周知をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、税の減免規則の制定についてでありますけれども、9月7日に公布されていたというものは私把握しておりませんでした。規則は議会の議決事項ではありませんし、委員会も間にあったわけではありませぬので、把握はしていませんでしたけれども、先ほど答弁の中では平成16年の規則の内容と同程度というようなお話があったのですけれども、平成5年と平成16年の規則を見ると若干中身が違っていると。16年と同程度の規則を今回策定したというのですけれども、規則の現物を見ていないものですから、その中身が本当に全く一緒なのかどうかというものはわからないのですけれども、その辺もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っておりますし、平成5年の規則は、この規則は公布の日から施行するという形で定めていました。平成16年の規則をつくったときには、この規則は公布の日から施行し、平成16年9月以後の納期に到来する市税から適用するというように時期をずらしてはいましたけれども、今回の規則に関してはどのようになっているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 何点か質問ありましたので、順次お答えいたします。

まず、市民への周知の関係でございます。これは、災害のあった前なのですが、8月15日号の広報で「日頃の備えで身を守ろう」という特集ページを組んで市民の皆さんに周知をしているのですけれども、その中でも触れているのですけれども、NHKの地デジでdボタンを押すと災害情報が見られるというようなものになっておりまして、ほとんどの家庭が地デジを利用できるような環境でございますので、ぜひそういう部分は今後も積極的に周知をしていきたいなと思っておりますのでございます。

あと、避難勧告を前提とした部分では、今回も介護保険で把握している高齢者の方の名

簿、介護福祉課の職員が避難誘導班にもなっているというところもございまして、個別に1軒1軒お話しして、避難勧告が出ていますよというお話をさせていただいているところでございますし、今ほど議員さんがおっしゃったとおり広範囲な避難勧告をしているものですから、そこを全部ということではなくて、その中で緊急性のある部分ということで、今回は豊栄町、それから宮城の沢は戸数も少ないですし、影響があるので、全世帯ということになりましたけれども、個別に対応させていただいているところでございます。

それから、関係機関との関係で自衛隊のお話もありました。災害があった段階で自衛隊のほうから事務的な部分では一報はあったのですけれども、また先ほど市長もお話ししましたけれども、自衛隊OBの方が防災担当で、非常にその辺の部分が詳しくて、対応もできるのかなというふうにも思っておりますので、災害対策に関しては自衛隊さんから来ていただくという方法はなかなか無理かなというふうには思っているのですけれども、十分連携とれるのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、ドローンの使い方です。河川氾濫ですとか、その場で雨が降っていなくても災害がある部分の使用は当然あると思います。それについても自前で用意することに対するメリット、デメリットがあると思います。操縦は誰ができるのかということもございまして、プロの操縦、事業としてやっているものとやはり違いが出てくるのかなと思います。その辺は、最近ドローンの部分非常に実際にやられている方もふえてきているという話は聞いていますけれども、実際この管内、道内でどうなのかというのはまだ把握しておりません。その辺は、十分これから研究していかなければならないと思っているところでございます。

それから、市税の減免の関係でございます。もう少し詳しくというお話でございますので、先ほど簡単にはしよって説明をしてしまいましたので、もうちょっと詳しく説明をしていきたいと思っております。被害度に基づく減免の率等々については、総務省から平成12年に一定程度通知ということが出ていまして、基本的にはそれにのっとった形でつくっておりますし、台風被害、風の被害、それから冷害の被害と比べますと、大雨ですので、若干その辺は違っているというところはご了承いただきたいと思っております。まず、住宅、家財に損失が出た場合というところでの減免の部分については、雑損控除等々あるのですけれども、それ以前に当該年度の担税力を考えた中で住宅、家財の価格の3割以上の被害があるというものを前提として、所得が1,000万円以下の方に対しては住民税、国保税について一定程度の減免割合を出して減免するという定めをしているところでございます。また、農作物の減収の部分についても農業所得が低下するというところに鑑みまして、その損失額に基づいて算出するわけですが、これについても共済組合等で補填される分がありますので、それを含めて、それを補填してもなお損失した部分が3割以上ある場合というのが農業所得被害に対する部分でございます。それから、固定資産税も先ほど触れましたけれども、固定資産の対応するもの、土地、家屋、償却資産でございます。それぞ

れの物件が2割以上被害があった部分については、その程度の区分によりまして10分の10から10分の4程度の減免割合で減免していこうというような形で規則を定めているところでございます。

それから、規則の公布については、9月7日に公布させていただいておりますので、9月7日から公布なのですけれども、適用については本年8月以降納期が到来するものというように定めさせていただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 私のほうから4点目にございました復旧工事着工等のスケジュール、タイミングというご質問であったかと思えます。1回目でもご答弁させていただきましたとおり、国の災害査定の前に着手できる道路の応急工事が3本ほどございます。こちらにつきましましては、会期内で提案させていただきます委託の成果等を踏まえながら、速やかに発注はしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、残りの道路の部分、あと河川の部分につきましても、今後補正予算という形で査定等を受けながら計上させていただきたいというふうに考えておまして、道路につきましましてはその補正予算が成立後、こちらについても速やかに発注行為をしていきたいというふうに考えてございますけれども、河川の部分につきましましては、河川の工事は河川の水量が減る時期が冬になります。冬になって水量が減ったときのほうが工事がしやすいというところがございまして、こちらの部分につきましましてはそれらのタイミングを見計らいながら、工事の着手には取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 では、私から2点、まずバスの影響ということでございます。この焼山線につきましましては、原課といたしましても乗降客の調査というのをしております。大まかに言うと、土日、祝日も含めて1日おおよそ50名程度という利用客のようございまして、そのうち8割の40人程度は歌志内の住民の方のご利用というようなことございまして、そのうち、先ほど砂川希望学院の通所者の方を15名程度とお話ししましたが、砂川地区から希望学院に通所されている方、歌志内地区から希望学院に通所されている方、合わせて15名程度ということでございます。大体同数程度ということでございますので、希望学院に砂川市内から通所されている方は七、八人ということになりますと、焼山、晴見地区の一般の利用者の方は二、三名なのではないかというように考えております。

また、焼山、晴見地区全ての住民の方にお聞きするというのはなかなか難しいということで、市内営業区域とするタクシー会社にお話をお伺いしたところ、はっきりとした数字ではないのですけれども、感覚的に言うと台風の前と後で焼山、晴見地区から利用されているお客さんというのが特別ふえているということでもないようなお話を伺っております。いずれにしましても、焼山線全面的な運行の再開というのは道道の復旧が前提となるということで、市としてできる対応可能な範囲というのは限定的になるのかもしれませんが、

できることにつきましては今後情報収集も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

また、もう一点、公的な融資制度ということでございましたが、こちらにつきましても今回は個別に意向を確認できる範囲ということでございました。これが全て今後も個別個別に意向を確認して十分な情報を提供するというのが本来なのかもしれませんが、その部分も含めて今後公的な融資の部分についての一般的な周知、啓発ということも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 農作物に対する救済について、市独自のものとしての考え方はないのかというご質問でございました。先ほど答弁申し上げましたように農作物被害につきましては、いわゆる農済制度による共済がされております。国も農業については基幹産業だということで、共済掛金の半分と農業共済組合の運営に係る経費を負担しているという法律に基づいた制度になっております。

共済制度の中身につきまして、水稻につきましては農作物共済ということで、こちらにつきましましては60アール以上は基本的に当然加入ということになっておりますが、ソバとかタマネギなどの畑作物共済につきましては任意加入となっております。また、施設内農作物のトマト、こちらは園芸施設共済ということですが、こちらにつきましても任意加入となっております。制度内においても市独自の救済をしてしまうと制度の中で不公平が生じてしまうという問題もありますので、この辺につきましましては市独自のものとしての検討につきましてはなかなか困難なものであると考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再々質疑を行ってまいりますけれども、まず1点目の情報の提供のあり方ということで、今までも介護福祉のほうとも連携をとりながら取り組んでいるということだったのですけれども、これはなかなかこの場ですぐ答弁するのは難しいかもしれないのですけれども、今たしかまだ制度として高齢単身独居世帯の方には消防につながる緊急通報システムみたいなものがあつたと思うのですけれども、技術の進歩に伴って場合によってはそういったところから直接避難を呼びかける、そういった声を自動音声にするにしてもいいのですけれども、技術的なのは多分可能だと思うのですけれども、将来的にはそういったようなものも導入することができれば、各職員のマンパワーが限られている中で職員の負担も減ってくるのかなと。つまり職員にはいろんな業務が課せられますので、当然限られた人員の中で多くの業務をこなすということになると、ある程度の効率化も考えていかないといけないと思うのですが、その辺も情報の伝達のあり方としてはダイレクトに情報が行くわけですから、検討に値するのかなと思うのですけれども、この辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、河川復興の関係なのですけれども、先ほど河川の水量が大体減った時期にな

っていこうというお話もありましたので、これは自然のものですから、人間の力でどうのこうのするとなるととても大変なことです。難しいことはわかるのですけれども、そうするとめど的には全部の護岸工事などの復旧が終わるのは数年先になるのかなと思うのですけれども、その辺のめど的なものというものがもしわかるのであれば時期的な終わりとして、区切りとしてお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、バスの関係でありますけれども、先ほど実は調査もしているというお話もあって、歌志内から通っている方も多いということでもありますけれども、当然砂川市民ではなくても歌志内から通われる方であっても買い物や医療機関、特に砂川市立病院にかかっている方にとっては非常に重要なことで、これは砂川市にとっても影響のあるものであります。先ほど50名程度だというお話がありましたけれども、この数字はこの数字でちょっと私は危惧するところがあって、先ほども言いましたけれども、利用人数が上がっていかないと、バス会社のほうは営利事業を目的としているわけですから利潤を上げていかなければならない中で、利用者の数がふえていかないとということになれば廃線も視野に入ってくるということもありますので、これはまた別の機会を捉えて質疑はいたしますけれども、この辺の動向というのにも注視していただきたいなと思います。

それから、ここについて1点だけ再々質疑としてお伺いしたいのは、すごく前向きな答弁で期待はしているのですけれども、先ほどできることは検討していきたいということが答弁で出てきましたけれども、今現在できることとして、仮の話になるのかもしれませんが、こういったようなことができることとしてあるのかなと。例えば何か具体的な例示というものがありましたら、それをお示ししていただきたいと。それは確定してなくても構いません。今後また我々議会でも議論をしなければいけないと思いますけれども、今現在そういう前向きな姿勢で市としても取り組んでいきたいということでもありますので、そういう姿勢を市民の皆さんにお示しをしていただきたいと思います。

それから、農作物の被害の関係でありますけれども、先ほど答弁いただいたことは私ももっともだなとは思いますが、感情的にはやはり何か支援ができるものであれば支援をとということなのですが、どこかで線引きを持たないとそれは難しいということも重々承知しておりますので、その辺はしっかりと今の公的な補償制度ですとか、共済への加入の促進について適宜周知をしていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺は意見で終わります。

今まで述べた点について再々質疑としてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 情報周知の関係で緊急情報システムの活用というお話がありました。ワンプッシュで消防につながるという制度、高齢者の方が設置している部分があるのですけれども、あくまでも一方通行という形で、何かありましたかということで逆に聞くということではあるのですけれども、電話を活用した部分というのは情報伝達の一つで

はあるというものは理解はしています。ただ、一斉に何十世帯の家に定型の文章を送れるかどうかというのはなかなか技術的に、ないとは言いません。コンピュータ化した音声を出すという方法もあるとは聞いているのですけれども、それがこの災害時に有効かどうかというのはやはり今後研究していかなければならないことかなと思いますし、電話は当然通信手段の一つでありますので、情報周知の形では活用の道も考えていきたいと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 河川の復旧工事の時期的なというお話でございました。こちらにつきましては、これから行います委託の成果、あるいは再度現地のほうを確認して決めていかなければならないことですが、基本的には今年度中に復旧工事は終わらせたいと思います。現地の確認等の中で今年度中に施工が難しいという部分がございますと、それらは次年度以降ということも考えられますけれども、基本的には今年度中に完了したいという、そういう考え方で進めてまいりたいというところでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 具体的な方策というご質問でございます。まず、その前段に、これは歌志内市の担当の方にも電話で確認をしたところでございますが、歌志内から砂川に公共交通を使うということであれば焼山線のほかに歌志内線もあるということで、その担当の方のお話では焼山線が不通になっているところを利用されている方については、歌志内から上砂川を經由して砂川に路線が走っていますので、そちらを使われているのではないかなというようにお話をまずされておりましたので、ご答弁をさせていただきたいと思っておりますし、具体的な対応策ということでございまして、今のところ具体的にこれというようなものはございませんが、中央バスとの情報収集も含めながら、今乗合タクシーという制度もできておりますので、この制度の周知を特に晴見、焼山地区にお住まいの方に周知を図って、利用していただける方がいればそういう情報発信、情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で市長特別行政報告を終わります。

◎日程第4 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

6 ページ、総務部市長公室課の関係では、2 点目の北海道市長会副市長会議について、8 月 1 8 日、砂川パークホテルにおいて北海道内各市における行政課題について意見交換を行い、課題の解決に向けた取り組みを協議することを目的とした北海道市長会副市長会議を開催し、3 3 市が出席したところであります。

次に、3 点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金についてでございます。町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5 月 3 1 日まで受け付けたところ、8 6 町内会のうち 8 3 町内会より申請があったところであります。

次に、4 点目の市民活動等入門講座の開催について、7 月 6 日・1 3 日・2 0 日の3 日間、地域交流センターゆうにおいて市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全 3 回の「市民活動等入門講座」を開催したところであります。講座では、講師からの講話のほか、将来のまちづくり等をテーマにワークショップを実施し、受講者 1 6 人、延べ 3 9 人の参加があったところであります。

次に、5 点目の「中空知 5 市 5 町防災に関する協定」及び「中空知 5 市 5 町防災に関する協定実施細目」の締結について、7 月 5 日、滝川市において平常時における災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、住民の生活を支えることを目的とし、「中空知 5 市 5 町防災に関する協定」及び「中空知 5 市 5 町防災に関する協定実施細目」を締結したところであります。

次に、7 ページ、政策調整課の関係では、2 点目の中空知定住自立圏構想推進会議について、8 月 1 8 日、第 6 回推進会議が開催され、中空知定住自立圏形成協定の変更等について協議したところであります。

次に、8 ページ、5 点目の砂川市第 6 期総合計画の中間年に係る「市民意識調査」について、5 月 2 5 日から 6 月 1 5 日まで第 6 期総合計画の中間年評価として、また計画に定める中間目標値の達成度を検証・分析し、第 3 次実施計画策定の参考とするため、1 8 歳以上の市民を対象にアンケートを実施したところであります。対象者 1, 5 4 0 名に対し、回答者数は 6 2 7 名、回答率 4 0. 7 1 %であります。

次に、6 点目の砂川市第 6 期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第 6 期総合計画第 2 次実施計画に掲げる 3 2 6 事務事業について実績額・成果指標・活動指標の達成度やその理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、7 点目の地域おこし協力隊について、移住定住施策に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ 3 名の応募があり、募集要件に該当しない 1 名を除く 2 名に対し面接を行い、4 月 1 日より 1 名の採用を決定したところでございます。

次に、8点目の砂川市出会い創出支援事業補助金について、6月から7月までの交付件数及び交付金額は、1件、20万円を交付したところであります。

次に、9点目のETC車載器搭載促進補助金について、6月から7月までの交付件数及び交付金額は、14件、5万6,300円を交付したところであります。

次に、10点目の平成28年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税は40億9,281万9,000円で、前年比2.4%の減で決定となり、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても43億9,808万8,000円で、前年比4.0%の減となったところであります。

次に、10ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の砂川市地域公共交通会議について、6月21日、第2回会議を開催し、平成27年度決算及び会計監査、砂川市生活交通ネットワーク計画の変更について報告を行い、平成29年度砂川市生活交通確保維持改善計画（案）等について協議したところであります。

次に、9点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、7月13日に飲酒運転撲滅の日として街頭啓発を実施したところであります。また、8月2日から6日にかけて砂川郵便局を初めとする市内企業や団体と連携し、「飲酒運転防止かもめーる」を全世帯に配達したところであります。

次に、12ページ、社会福祉課の関係では、1点目の民生委員推薦会について、6月28日、本年11月30日付で現民生児童委員及び主任児童委員の任期が満了し、一斉改選を迎えることから、後任委員選任のため推薦会を開催し、改選後の定数を担当地区の見直しにより1名増の57名とし、新任8名、再任46名の推薦決定を行い、7月8日に北海道へ進達したところであります。なお、現時点で3名の後任者が未定ですが、後任候補者が決定次第再度推薦会を開催する予定であります。

次に、4点目の砂川市病児・病後児保育施設設置条例（案）の概要に対するパブリックコメントについて、7月15日から8月14日まで砂川市病児・病後児保育施設設置条例（案）の概要に対するパブリックコメントを実施しましたが、意見はなかったところであります。

次に、13ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保険医療福祉推進協議会について、6月27日、第1回協議会を開催し、第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理等について協議したところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目の観光宣伝活動について、8月10日、サッポロビール北海道本社の主催イベント「THEサッポロビヤガーデンふるさと応援PRステージ」が札幌市大通公園内会場において行われ、商工労働観光課及び地域おこし協力隊員が砂川ポークチャップ協議会のマスコットキャラクター「砂川・ポークチャップリン」とともに出演し、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところであります。

次に、17ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、農作物はおおむね順調に生育しておりますが、トマトにつきましては降雨後灰色かび病の発生が多く、圃場によって軟果や裂果が多くなっております。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は19件、455万7,000円、(2)まちなか住まいる等補助金は7件、194万9,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は3件、67万8,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は3件、67万8,000円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として、子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(1)永く住まいる住宅改修補助金は2件、7万1,000円を上乗せし、(2)まちなか住まいる等補助金は4件、90万円を加算してそれぞれ交付したところであります。また、移住、定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、1件、20万円相当の商品券を交付したところでございます。

次に、22ページ、8点目の(仮称)砂川市移住定住促進住宅管理条例(案)の概要に対するパブリックコメントについて、7月15日から8月14日まで(仮称)砂川市移住定住促進住宅管理条例(案)の概要に対するパブリックコメントを実施しましたが、意見はなかったところでございます。

次に、23ページ、2点目の中空知医療連携ネットワークシステムについて、中空知医療圏の6自治体病院が医療情報を共有することにより、効率的及び質の高い医療を提供することを目的とし、7月1日から中空知医療連携ネットワークシステムの運用を開始したところでございます。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第5 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第5、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、7月21日、砂川市地域交流センターゆうにおいて公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、道教委が9月に策定する平成29年度から31年度までの公立高等学校の配置計画の計画案について説明が行われました。この計画案では、空知北学区内において平成28年度に2次募集後学級減となった砂川高等学校は、平成29年度3間口となり、平成30年度から滝川西高等学校の学級減が示されており、平成32年

度から35年度までの間においては4年間で3から4学級相当の調整など、学級減や再編整備を含め、そのあり方の検討が必要であるとの説明がありました。なお、9月6日に道教委において決定し、同日公表された平成29年度から31年度までの公立高等学校配置計画における空知北学区高校配置計画は、7月21日開催の協議会での説明と同様の内容で決定されました。

2点目の中体連全道大会出場について、全道中学校体育大会が行われ、陸上、剣道及び柔道に出場し、結果はそれぞれ記載のとおりであります。

2ページになります。3点目の「いじめの問題への対応」に係る調査結果について、6月1日から13日にかけて、市内小・中学校の全児童生徒を対象に「いじめの問題への対応」に係るアンケートを実施しました。調査票の回収率は99.7%であり、このアンケート結果に基づき児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知したものは小学校がゼロ件、中学校が11件、合計で11件で、そのうち7月22日の1学期終業式までに解消された件数は10件となっており、1件が解消に向けて取り組み中であります。

次に、社会教育課所管では、3ページになります。4点目の国際交流ふれあいin砂川Iについて、7月17日、北光公園において国際交流ふれあい委員会が主催し、当市ALIT、近隣市町ALIT及び砂川高校の協力のもと、英語を使ったゲームで交流を深めるなど、小学生・保護者等43名の参加を得て開催いたしました。

7点目のジャリン子夏祭り2016について、8月2日、日の出公園において子ども会育成団体連絡協議会が主催する「ジャリン子夏まつり2016」を砂川ロータリークラブ、民生児童委員協議会、更生保護女性会及び保護司会の協力のもと「水遊び」をテーマに親子約200名の参加を得て開催いたしました。

次に、公民館所管では、4ページになります。5点目の公民館教室「公民館de防災を学ぼう」について、7月27日から28日の1泊2日で公民館において防災に関する学習や消火器訓練など防災について学んでいただき、小学生16名の参加を得て実施いたしました。

次に、図書館所管では、5ページになります。4点目の図書館児童書架改修工事に伴う休館について、例年行う蔵書点検の休館期間に合わせ、8月30日から9月15日まで全館休館し、9月16日からは一般書架のみ開館、10月1日から全面開館する予定であります。

次に、スポーツ振興課所管では、2点目の第29回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月26日、北海道子どもの国周辺で実施し、参加者は合計404名で、地域別では市内66名、道内333名、道外5名でありました。

3点目の全国大会への出場と結果について、砂川練心館は7月26日に日本武道館で開催された「第51回全国道場少年剣道大会」へ出場し、1回戦敗退の成績でありました。

4点目の全道大会への出場と結果について、砂川ミニバスケットボール少年団男子は8

月6日、7日に旭川市で開催された「第28回ミニバスケットボール北海道ブロック大会」に出場し、0勝4敗の成績でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第4号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分ではありますが、公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、平成28年7月4日月曜日午前9時13分ごろです。事故発生場所は、西4条北1丁目舟場2条通りであります。相手方、相手方車両名、本市運転手については記載のとおりでございます。本市車両名は、三菱ミニキャブトラック、札幌480き9466であります。事故の概要は、本市車両が南1丁目線より舟場2条通りに進入した後バックで戻ろうとしたところ、本市車両の後方から走行してきた相手方車両に接触した事故であります。過失割合は、本市車両が90%、相手車両が10%で、賠償金は3万9,910円であり、専決処分は平成28年8月9日であります。支払い先は、新十津川町字弥生7の11、有限会社ボディショップ時田商会であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の3万9,910円が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第4号の報告を終わります。

各議案に対する提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

- ◎日程第7
- 議案第 4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について
 - 議案第 5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について
 - 議案第 6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について
 - 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
 - 議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
 - 議案第 3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について、議案第5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について、議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の17件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案について順次説明させていただきます。

議案第4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、本市の庁舎建設に関し調査審議する諮問機関として砂川市庁舎建設検討審議会を設置するため、本条例を制定するものです。

裏面をお開き願います。第1条は、設置の定めで、本市庁舎建設に関し必要な事項を調査審議するため、砂川市庁舎建設検討審議会を設置するものです。

第2条は、所掌事項の定めであり、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申するものです。1号として庁舎建設の基本構想に関する事、2号として庁舎建設の基本計画に関する事、3号としてその他庁舎建設に必要な事項に関する事とあります。

第3条は、組織の定めであり、委員20人以内で組織するものとし、第2項第1号は学識経験を有する者、第2号は市内各種団体を代表する者、第3号はその他市長が必要と認められる者で、それぞれ市長が委嘱するものです。

第4条は、任期の定めで、最終的な答申が終了したときまでです。

第5条は、会長及び副会長の定めで、委員の互選により定めることとし、第2項は会長の役割の定めで、審議会を代表し、第3項は副会長の役割の定めで、会長が事故あるとき、または欠けたときに職務を代行するものです。

第6条は、会議の定めであり、第1項は審議会は会長が招集し、会長がその会議の議長になることの定めで、第2項は委員の過半数の出席がなければ開くことができない定め、第3項は議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決することとする定め、第4項は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞き、または資料の提出を求め

ることができるものございます。

第7条は、庶務の定めで、審議会の庶務は総務部市長公室課で行うものです。

第8条は、委任の定めで、この条例によるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする定めであります。

次に、附則第1項は、施行期日の定めで、この条例は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項は、砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、条例の別表中に庁舎建設検討審議会委員及び報酬額、日額4,800円の項を加えるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、栄養士に対応する給料表等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては7ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第3条は、給料表の定めであり、第3号及び第4号削除を第3号削除、新たに第4号として栄養士に対応する医療職給料表(2)(別表第4)を加えるものであります。

次に、別表第4(第3条関係)の給料表の改正であります。別表第3及び別表第4削除を別表第3削除、新たに別表第4(第3条関係)として、医療職給料表(2)を加えるものであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。別表第6の等級別基準職務表の改正であります。等級別基準職務表につきましては職員の職務をその複雑困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務を定めるものであり、イ、医療職給料表(3)等級別基準職務表をウ、医療職給料表(3)等級別基準職務表に改め、新たにイとして栄養士に係る職務の級と基準となる職務を定める医療職給料表(2)等級別基準職務表を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税に関する規定を見直すため、本条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第80条第3項の改正は、軽自動車税の納税義務者等の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更及び条文整理であります。

第91条第2項の改正は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の定めであり、地方税法の一部を改正する引用条項の変更でございます。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、一定の環境性能を有する4輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長する改正規定及び条文整理であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと存じます。附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、手数料の徴収規定及び手数料を徴収する事項などについて規定の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、5ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、手数料の徴収の定めであり、第1項第8号中「第38条（同法第66条）を「第38条第1項（同法第66条第1項）に、「第81条」を「第81条第3項において準用する同法第78条第1項」に改めるものであります。

別表第2（第2条関係）は、手数料及び徴収する事項並びにその金額であります。第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第38項中「及び主張書面等」を削り、「第38条又は第81条」を「第38条第1項」に改め、第39項として「審査請求に関する主張書面等の写しの交付（電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を含む。）手数料」を加え、根拠法令及び根拠条項などは「行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項」であり、手数料の額として「1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）」を定めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号から議案第17号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について一括してご説明申し上げます。

砂川市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定に基づき、滝川市及び砂川市と連携する芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町の3市5町との間に、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

変更の理由は、滝川市及び砂川市と芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町との間において締結している本協定について、消防相互応援体制の整備を追加し、広域的な取り組みをより一層推進するため、本協定の一部を変更する協定を締結しようとするものであります。

議案第10号により協定の一部を変更する内容についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書であります。中心市である滝川市及び砂川市を甲、連携市町である芦別市を乙として、平成26年7月15日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の変更について次のとおり締結するものであります。

別表第1の6の表中「6 防災」を「6 防災・消防」に改め、同表に(2)消防相互応援体制の整備とし、取り組みの内容を災害時や緊急時において、関係市町が協力し、迅速かつ的確な対応を行うため、平常時より情報交換や事業における連携を進め、圏域の消防力を強化し、防災力の向上を図るとし、甲の役割を平常時より関係市町と情報交換や事業における連携を進めることにより、災害時や緊急時において、乙からの要請に応じ、迅速かつ的確な対応を行うことができる応援体制の整備を推進すると、乙の役割を平常時より関係市町と情報交換や事業における連携を進めることにより、災害時や緊急時において、甲からの要請に応じ、迅速かつ的確な対応を行うことができる応援体制の整備を推進すると加えるものであります。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものであります。

議案第11号は赤平市と、議案第12号は歌志内市と、議案第13号は奈井江町と、議案第14号は上砂川町と、議案第15号は浦臼町と、議案第16号は新十津川町と、議案第17号は雨竜町と全て同様の内容で協定の一部を変更する協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。病中、または病気の回復期にある児童の健全な育成を図ると

ともに、安心して子育てをすることができる環境を整備するため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市病児・病後児保育施設設置条例についてご説明申し上げます。第1条は、設置の定めであり、病中又は病気の回復期にある児童の健全な育成を図るとともに、安心して子育てをすることができる環境を整備するため、砂川市病児・病後児保育施設を設置すると定めるものであります。

第2条は、名称及び位置の定めであり、名称を砂川市病児・病後児保育施設とし、位置は砂川市立病院南館1階と定めるものであります。

第3条は、事業の定めであり、病児・病後児保育施設は、第6条第1項に規定する児童の保育及び看護を行うと定めるものであります。

第4条は、職員の定めであり、病児・病後児保育施設に保育士、看護師その他の必要な職員を置くと定めるものであります。

第5条は、保育時間及び休所日の定めであり、第1項は保育時間を午前7時15分から午後6時15分までとし、市長が特に必要と認めたときは、保育時間を延長し、又は短縮することができるものと定めるものであります。

第2項は、休所日の定めであり、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日とし、市長が特に必要と認めたときはこれを変更することができるものと定めるものであります。

第6条は、対象児童及び定員の定めであり、対象となる児童は第1項第1号から第4号のいずれにも該当するものとし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでないとするものであります。

第1号は、生後6月から小学校3年生までの児童であること。

第2号は、市内に開設された次のアからオの施設等のいずれかを利用していることとし、アとして子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設、イとして同じく子ども・子育て支援法に規定する特定地域型保育を行う施設、ウとして砂川市立病院院内保育所、エとして幼稚園、オとして学童保育所と定めるものであります。

第3号は、児童の保護者の就労、傷病、出産その他やむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められることとし、第4号は病状が急変する見込みは当面ないが、病中又は病気の回復期にあり集団保育を受けることが困難であることと定めるものであります。

第2項は、病児・病後児保育施設の定員は3人とし、特に市長が必要と認めたときはこの限りでないとするものであります。

第7条は、利用の登録の定めであり、病児・病後児保育を受けようとする児童の保護者は、あらかじめ利用の登録を届け出なければならないとするものであります。

第8条は、利用の申請等の定めであり、第1項は病児・病後児保育施設を利用しようとする

するときは、申請書を提出し、その利用の承諾を得なければならないと定めるものであります。

第2項は、利用の申請があったときは、その内容の審査を行い、速やかに利用の可否を決定し、その結果を保護者に通知しなければならないと定めるものであります。

第3項は、利用の承諾をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができるものと定めるものであります。

第9条は、利用の制限等の定めであり、病児・病後児保育の利用を中止し、又は解除できる場合として、第1号は対象となる要件を欠くに至ったとき、第2号は病状が変化し、病児・病後児保育施設において対応ができないとき、第3号は利用の承諾をする際に付された条件が守られないとき、第4号はその他市長が適当でないとしたときと定めるものであります。

第10条は、費用の定めであり、第1項は病児・病後児保育に要する費用として、児童1人につき、別表第1に定める額を負担しなければならないと定めるものであります。

第2項は、第5条第1項に規定する保育時間を超えて病児・病後児保育を受けようとする保護者は、児童1人につき、別表第2に定める額を負担しなければならないと定めるものであります。

第3項は、前第1項及び第2項に定めるもののほか、必要な費用を保護者から徴収することができるものと定めるものであります。

第4項は、市長が特に必要があると認めるときは、保護者が負担すべき額を減免することができるものと定めるものであります。

第5項は、既納の費用は還付しないこととし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものと定めるものであります。

第11条は、委託の定めであり、病児・病後児保育施設の運営に関し市長が適当と認められた団体に委託することができるものと定めるものであります。

第12条は、秘密保持の定めであり、前条の規定により、委託を受けた団体等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその保護者の秘密を漏らしてはならないと定めるものであります。

第13条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

別表第1は、第10条第1項に規定する費用として、保護者が児童1人につき負担する額の定めであり、児童が属する世帯の住所地、所得で区分し、市内に住所を有し、生活保護法の規定による扶助を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯の利用者負担額は無料とし、これ以外で市内に住所を有する世帯は日額2,000円とし、市外に住所を有する世帯は日額3,000円と定めるものであります。

別表第2は、第10条第2項に規定する費用として、保護者が児童1人につき負担する

額の定めであり、市内に住所を有し、生活保護法の規定による扶助を受けている世帯、または市町村民税非課税世帯は無料とし、それ以外の世帯について日額200円と定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年10月1日から施行するものであります。

続きまして、次のページをごらん願います。議案第5号附属説明資料、砂川市病児・病後児保育施設設置条例施行規則に係る概要についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、第2条は利用の登録の定めであります。

第3条は、申請の定めであり、病児・病後児保育を受けようとするときは、原則としてその前日までに申請書及び医師連絡票を提出しなければならないと定めるものであります。

第4条は、利用承諾等の通知の定めであり、第5条は保育の期間の定めであり、病児・病後児保育の承諾期間は、1回の申請につき7日以内とし、児童の健康状態及び児童の保護者の状況により市長が特に必要と認めたときは、この限りでないとするものであります。

第6条は、利用の不承諾の定めであり、第1項第1号から第4号のいずれかに該当するときは、病児・病後児保育の利用を承諾しないことができると定めるものであります。第1号は、条例第6条第1項に規定する要件を満たしていないとき、第2号は申請の内容が事実と著しく異なるとき、第3号は利用定員を超えたとき、第4号はその他市長が承諾することが不適当であると認めたときと定めるものであります。

第7条は、保育の中止等の通知の定めであり、第8条は費用の納付の定めであり、第9条は費用の減免の定めであります。

第10条は、委託の定めであり、第1項は病児・病後児保育の運営に関し委託を受けようとする団体は、事業協議書を市長に提出しなければならないと定め、第2項は事業協議書が提出された場合において委託を受けようとする団体が病児・病後児保育の運営に関し必要な措置が講じられていると認めたときは、当該団体と委託契約を締結するものと定めるものであります。

第11条は、その他の定めであり、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、この規則は、平成28年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由であります。地元企業等に勤務する市外居住者に賃貸する住宅を設置及び管理することにより移住定住の促進を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市移住定住促進住宅管理条例についてご説明を申し上げます。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、地元企業等に勤務する市外居住者に住宅を賃貸することにより、移住定住の促進を図るため、砂川市移住定住促進住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例における用語の意義として、地元企業等を市内に事業所を有する法人、団体又は市内に住所を有する個人事業者、共用部分を共同玄関、階段室、通路及び緑地と定めるものであります。

第3条は、名称及び位置の定めであり、名称を移住定住促進住宅、位置を砂川市空知太東2条1丁目386番地3と定めるものであります。

第4条は、入居者の公募の定めであり、第1項として、入居者は公募により決定するものとする。

第2項として、市長は、公募をしようとするときは、戸数、間取り、申込方法及び入居時期その他必要な事項を公示すると定めるものであります。

第5条は、入居者の資格の定めであり、入居の資格を有する者は、現に同居し、又は同居しようとする親族があり、いずれも市外に居住し、そのうちの1人以上が地元企業等に勤務している者。ただし、親族のいない単身者の場合は、2人以上の入居を予定し、そのうちのいずれもが市外に居住し地元企業等に勤務している者。その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が市町村に係る地方税を滞納していない者であること。その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことのいずれにも該当するものとする。と定めるものであります。

第6条は、入居の申込みの定めであり、有資格者で入居を希望する者は、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならないと定めるものであります。

第7条は、入居者の決定の定めであり、第1項として、市長は入居の申込みをした者のうちから、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が同居する3人以上の世帯、次に世帯主及びその配偶者のそれぞれの年齢が40歳未満の夫婦世帯、次にこれら以外の者の順位に従い入居させるものとする。

第2項として、市長は、入居の申込みをした者の数が入居をさせるべき戸数を超えるときは、公開による抽選を行い入居者を決定するものとする。

第3項として、市長は、入居者を決定したときは、入居者として決定した者にその旨を通知しなければならないと定めるものであります。

第8条は、入居補欠者の定めであり、第1項として、市長は、入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

第2項として、市長は、入居決定者が入居しないときは、入居補欠者のうちから入居順

位に従い入居者を決定しなければならないと定めるものであります。

第9条は、入居の手続の定めであり、第1項として、入居決定者は、決定のあった日から10日以内に市長が必要と認める連帯保証人の連署する請書の提出、第13条に規定する敷金の納付をしなければならない。

第2項として、市長が適当と認める連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者、住民票を有し、かつ国内に居住している者、入居決定者と同居する者以外で入居決定者と別に独立して生計を営んでいる者、未成年、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者のいずれにも該当するものとする。

第3項として、市長は、入居決定者がやむを得ない事情により期間内に請書を提出することができないときは、手続期間を別に定めることができると定めるものであります。

第10条は、同居の承認の定めであり、第1項として、入居者は、入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、規則の定めるところにより市長の承認を得なければならない。

第2項として、市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならないと定めるものであります。

第11条は、入居の承継の定めであり、第1項として、入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に同居していた者が引き続き居住を希望するときは、同居していた者は規則の定めるところにより市長の承認を得なければならない。

第2項として、市長は、承認を得ようとする者又は承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、承認をしてはならないと定めるものであります。

第12条は、家賃の定めであり、第1項として、家賃は月額4万6,000円とする。

第2項として、入居者は、毎月末日、月の途中で退去した場合は、退去した日までに市長にその月分の家賃を納付しなければならない。

第3項として、期日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日をその期日とみなす。

第4項として、新たに入居した場合又は退去した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算とする。

第5項として、入居者が第21条第1項の規定による届出をせずに退去した場合は、市長は入居者が退去した日を認定し、その日までの家賃を徴収すると定めるものであります。

第13条は、敷金の定めであり、第1項として、入居決定者は、市長に1月分の家賃に相当する額を敷金として納付しなければならない。

第2項として、市長は、敷金を入居者が退去したときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

第3項として、敷金には利子を付さないと定めるものであります。

第14条は、修繕費用の負担の定めであり、修繕に要する費用は、市長が修繕の必要性を認めたときは、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは、入居者が修繕し、又はその費用を負担しなければならないと定めるものであります。

第15条は、入居者の負担する費用の定めであり、電気、ガス及び給排水等の使用料、電球及び電池等の消耗品類に要する費用、汚物及びじんかいの処理に要する費用、その他市長がこれらに準ずると認めた費用は、入居者の負担とする。ただし、共用部分に係る費用は、市の負担とすると定めるものであります。

第16条は、入居者の保管義務等の定めであり、第1項として、入居者は、移住定住促進住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

第2項として、入居者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならないと定めるものであります。

第17条は、禁止事項等の定めであり、第1項として、入居者は、移住定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第2項として、入居者は、許可なく住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の許可を得たときは、住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第3項として、入居者は、許可なく模様替え又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合であって、市長の許可を得たときは、この限りではない。

第4項として、入居者が許可を得ずに模様替え又は増築したときは、入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去しなければならない。

第5項として、入居者は、15日以上続けて使用しないときは、規則の定めるところにより届け出なければならない。

第6項として、入居者は、周辺環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならないと定めるものであります。

第18条は、駐車場の使用の定めであり、第1項として、入居者が使用する自動車の保管場所として整備された駐車場を使用することができる者は、入居者であって、自ら使用するために駐車場を必要とする者とする。

第2項として、駐車場を使用しようとするときは、規則の定めるところにより市長の許可を得なければならない。

第3項として、駐車場の使用許可を得た者は、あらかじめ指定された区画以外に駐車すること、指定された駐車場を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること、駐車場を駐車以外の用途に使用すること、駐車場を改造し、又は駐車場の敷地内に工作物を設置すること、その他市長がこれらに準ずると認めたことをしてはならない。

第4項として、前項の規定に反し、市に損害を与えたときは、第16条第2項の規定を準用する。この場合において、第16条第2項中「入居者」を「使用者」と、「移住定住促進住宅」を「駐車場」と読み替えるものとする。と定めるものであります。

第19条は、駐車場の使用料の定めであり、第1項として、使用料は、1台につき月額1,500円とする。

第2項として、使用料の納付については、第12条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において第12条第2項から第5項中「家賃」を「使用料」と、「入居者」を「使用者」と、「移住定住促進住宅に入居した場合」を「駐車場の使用を始めた場合」と、「移住定住促進住宅を退去した場合」を「駐車場の使用を終えた場合」と読み替えるものとする。と定めるものであります。

第20条は、駐車場使用許可の取り消し等の定めであり、市長は、偽りその他不正の行為により使用許可を得たとき、使用料を3月以上滞納したとき、第18条第3項の規定による行為を改めないときのいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は期間を定めて使用を停止させることができると定めるものであります。

第21条は、移住定住促進住宅の検査の定めであり、第1項として、退去しようとする入居者は、1月前までに市長に届け出て、市長が指定する者の検査を受けなければならない。

第2項として、退去しようとする者は、第17条第3項ただし書の規定により市長の許可を得て模様替えをし、又は増築したときは、検査前に自己の費用で原状回復又は撤去しなければならない。

第3項として、検査の結果、入居者の責めにより原状回復又は撤去しなければならないと認められたときは、入居者は相当する費用を弁済しなければならないと定めるものであります。

第22条は、住宅の明渡し請求の定めであり、第1項として、市長は、入居者が不正な行為によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、入居者又は同居者が移住定住促進住宅を故意にき損したとき、共用部分を故意に占有したとき、暴力団員であることが判明したとき、第17条第6項の規定に反したときのいずれかに該当するときは、入居者に対し、明渡しを請求することができる。

第2項として、明渡し請求を受けた入居者は、速やかに住宅を明け渡さなければならないと定めるものであります。

第23条は、立入検査の定めであり、第1項として、市長は、移住定住促進住宅の管理上必要があると認めたときは、市長の指定した者に住宅の検査をさせることができる。

第2項として、検査において立ち入るときは、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。

第3項として、検査を行う者は、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったとき

は、これを掲示しなければならない。

第4項として、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと定めるものであります。

第24条は、警察署長の意見の聴取の定めであり、第1項として、市長は第7条第1項の規定により入居者を決定しようとする場合には入居申込者及び入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする者、第10条第1項の承認をしようとする場合には同居させようとする者、第11条第1項の承認をしようとする場合には承認を得ようとする者及び承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員であるかどうかについて警察署長の意見を聴くことができる。

第2項として、市長は、移住定住促進住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、住宅の入居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができると定めるものであります。

第25条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、平成28年10月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市基金条例の一部改正であり、第2条第8号中「市営住宅及び改良住宅」を「市営住宅、改良住宅及び移住定住促進住宅」に、別表（第3条及び第6条関係）砂川市市営住宅敷金基金の項中「市営住宅及び改良住宅」を「市営住宅、改良住宅及び移住定住促進住宅」に改めるものであります。

9ページをお開き願います。議案第6号附属説明資料、砂川市移住定住促進住宅管理条例施行規則であります。概要についてご説明を申し上げます。第1条は、趣旨の定めであります。

第2条は、入居者の公募の定めであり、入居者の公募は、砂川市公告式条例に規定する掲示場への掲示、市広報紙及びホームページへの掲載によって行うと定めるものであります。

第3条は、入居の申込みの定めであり、入居の申込みをしようとする者は、入居申込書兼誓約書に入居予定者全員の所得を証明する書類、直近の収入がわかる書類、住民票、市内企業等に勤務していることが確認できる書類、入居予定者全員の市町村民税の納税証明書、同意書を添えて市長に提出しなければならないと定めるものであります。

第4条は、入居決定者への通知の定めであります。

第5条は、入居補欠者の順位等の定めであり、入居補欠者の入居順位は、条例第7条第1項各号に規定する順位に準じて決定するものとし、入居補欠者の入居順位には期間を定め、当該期間は入居決定者の入居日までとすると定めるものであります。

第6条は、入居の手続の定め、第7条は入居の許可及び取消しの定め、第8条は入居後

の提出書類の定めであります。

第9条は、同居の承認の定めであり、申請、通知の手続のほか市長は入居者が条例第22条第1項各号のいずれかに該当するとき、このほか移住定住促進住宅の管理に著しい支障があると認められるときは、同居の承認をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでないとするものであります。

第10条は、同居者の異動の定めであり、入居者は同居する者が死亡又は転居によって同居しなくなったとき、入居者の出産により出生した子が同居することとなったときは、速やかに同居者異動届出書を市長に提出しなければならない。この場合において前条の規定は適用しないと定めるものであります。

第11条は、入居承継の承認の定めであり、申請、通知の手続のほか、市長は入居承継の承認を得ようとする者の入居者と同居していた期間が入居者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除き、1年に満たないとき、入居者が条例第22条第1項各号のいずれかに該当するときのいずれかに該当するときは、入居承継の承認をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでないとするものであります。

第12条は、家賃の納付の定め、第13条は敷金の納付の定めであります。

第14条は、併用申請書の定めであり、申請、通知の手続のほか、市長は原状に復することが困難な程度の改造を伴うとき、他の入居者の居住に支障があると認められるとき、営業を目的とするとき、これらのほか移住定住促進住宅の管理に著しい支障があると認められるときは、これを許可しないと定めるものであります。

第15条は、模様替え等許可申請の定めであり、申請、通知の手続のほか、市長は居住の用以外の用途を目的としているとき、他の入居者の居住に支障があると認められるとき、これらのほか移住定住促進住宅の管理に著しい支障があると認められるときは、これを許可しないと定めるものであります。

第16条は、長期間不使用の申出の定め、第17条は駐車場の使用の定め、第18条は駐車場使用料の納付の定め、第19条は駐車場使用許可の取消し等の定め、第20条は退去の届け出の定めであります。

附則として、この規則は、平成28年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,069万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ117億5,402万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのが今補正による臨時事業であります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、庁舎建設の検討に要する経費99万3,000円の補正は、庁舎建設基本構想、基本計画の策定を進めるに当たり、さまざまな視点から意見を徴収するために市民等で構成する庁舎建設検討審議会を設置するための経費であり、審議会委員20名分の委員報酬、費用弁償及び旅費、その他の経費であります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金8,467万8,000円の補正は、財源調整を行うため、財政調整基金へ積み立てるものであります。

同じく2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費の手数料30万円の補正は、相続人が不在である土地の処分に当たり、利害関係者である本市が裁判所へ相続財産管理人選任申し立てを行うための手数料であります。

次に、24ページ、3款民生費、2項1目児童福祉費で二重丸、病児・病後児保育に要する経費752万1,000円の補正は、子育て中の保護者が安心して就労することができるよう、保育所などに入所中の児童が病気になった場合及び病気の回復期において一時的に預かることができる病児・病後児保育施設の運営費用であり、施設運営業務委託料527万2,000円は施設の運営を委託する経費であり、備品購入費162万5,000円は施設備品の購入費であります。

同じく3目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費418万円の補正は、ひまわり保育園の暖房用ボイラーに故障が発生し、修理不能のため更新するための改修工事費でございます。

次に、26ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費72万3,000円は、予防接種法の一部改正により生後1歳までを対象としたB型肝炎の定期予防接種を実施するための委託料であります。

次に、28ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、環境保全型農業直接支払交付金129万2,000円の補正は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対し、当該営農活動の実施に伴う費用の一部を支援するもので、農業者数及び面積の増加に伴い補正するものであります。同じく二重丸、産地パワーアップ事業補助金178万6,000円の補正は、ヒマワリの産地形成を推進し、販売額の増加を目指すため、省エネ設備を備えたパイプハウスを増設することにより低温期の加温による燃料費の削減と安定した農業生産に取り組む農業団体に対し、費用の2分の1を国の補助を受け支援するものであります。

次に、30ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要す

る経費432万8,000円の補正は、中小企業等振興補助金422万8,000円は熱意あふれる事業者の創出及び育成並びに商店街の活性化を図り、商業地域などの空き建築物を解消するために空き建築物の活用により新規出店するものに対し改修費の一部を補助するもの及び商業地域などに小売商業店舗等を新築するものに対し新築費用の一部を補助するものであり、農商工連携促進補助金10万円は農業者、事業者及び工業者間の連携を図り、当市のすぐれた資源を活用して新商品を開発するものに対し、地域経済の活性化と地域産業の振興を図るため、かかる費用の一部を補助するものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の補正は、地域おこし協力隊の起業を支援するとともに、市内への定住促進と市の活性化を図るため、市内で起業する地域おこし協力隊員に、起業に要する経費の一部を補助するものであります。

同じく3目観光費で二重丸、イベント用物品倉庫建設事業費519万6,000円の補正は、イベント用の物品を保管している旧豊沼中学校の解体が行われることから、新たな保管場所が必要となり、建設に係る実施設計委託料及び周辺整地委託料であります。

次に、32ページ、8款5項2目住宅管理費で二重丸、移住定住促進住宅の管理に要する経費39万1,000円の補正は、市内企業に勤務する市外居住者を対象に移住定住を目的とした公的賃貸住宅の整備に伴う住宅の管理経費であります。

次に、34ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金の5,830万2,000円の補正は、平成27年度の国庫負担金、国庫補助金及び道負担金の確定による精算返還金であり、国庫負担金返還金4,296万円、国庫補助金返還金366万7,000円、道負担金返還金1,167万5,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。12款分担金及び負担金で13万円の補正は、病児・病後児保育費負担金であります。

13款使用料及び手数料で78万4,000円の補正は、移住定住促進住宅使用料であります。

14款国庫支出金で165万1,000円の補正は、病児・病後児保育に係る子ども・子育て支援事業費補助金であります。

15款道支出金で440万6,000円の補正は、病児・病後児保育に係る子ども・子育て支援事業費、環境保全型農業直接支払事業費及び産地パワーアップ事業費に係る道補助金であります。

18款繰入金で1億8,433万8,000円の減は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金で3億4,787万3,000円の補正は、平成27年度決算による前年度繰越金であります。

20款諸収入で18万4,000円の補正は、移住定住促進住宅の敷金収入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第2号及び議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ681万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,884万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で3,204万2,000円の補正は、平成27年度に交付された療養給付費等負担金精算返還金によるものであります。

14ページをお開き願います。12款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金で3,885万9,000円の減額は、平成27年度の収支の結果、充用額が減少したことによるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款療養給付費等交付金で172万8,000円の補正は、平成27年度に概算交付された療養給付費等交付金について医療費の確定に伴い過少交付となったことから、過年度分として精算交付されるものであります。

10款諸収入で854万5,000円の減額補正は、療養給付費等負担金生産返還金及び前年度繰上充用金などの確定により、財政調整として雑入を減額するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,602万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,693万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で145万3,000円の補正は、過年度分として精算交付された支払基金交付金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で3,457万4,000円の補正は、平成27年度における保険料還付未済金11万2,000円及び国、道、支払基金から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金3,446

万2,000円であり、それぞれ今年度中に還付、または返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括で説明させていただきます。4款支払基金交付金で145万3,000円の補正は、平成27年度介護給付費負担金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で3,457万4,000円の補正は、平成27年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時21分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第4号、砂川市庁舎検討審議会条例について総括質疑を行います。私からは、3点市の考えを伺います。

初めに、審議会条例を新たにつくるということになりましたが、庁舎建設については建設の是非も含め、さきに市長からの諮問的な機関として砂川市庁舎整備検討委員会を市内の各団体などに声をかけて委員になってもらい、検討を加えていただいた経緯があります。今般新たに条例を制定して、庁舎建設を前提に、より市民の意見や要望を反映した新庁舎の整備に向けて取り組んでいかれると思いますが、条例案を見ると第3条の組織において学識経験を有する者が新たに加わったほか、市内各種団体を代表する者や恐らくは公募が行われるであろうその他市長が必要と認める者となっています。市内には数多くの団体があるといえども、砂川市のような小さなまちでは団体からの人選は往々にして同じようなメンバーに固まる傾向がありますが、この辺さきの検討委員会における人選との調整や審議会委員の総数が20人以内であることから、その構成比率、そして一般公募の方法、学識経験を有する者の対象についてはどのように話し合われているのか。

2点目として、砂川市には現在今回提案されている条例案以外にも審議会条例として6条例があり、そのうち施設整備にかかわるものとして砂川市福祉施設整備審議会条例のようなものもあります。これら6条例には、今回の条例案第6条の会議における第4項のような「審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる」というような条文がありません。調査整備

には慎重な手続が必要であることや透明性の確保ということもあると思いますが、ここで条例の本則に規定した理由やその条項の活用についてはどのように考えられてきたのか。

3点目として、庁舎整備検討委員会では、傍聴については特段傍聴を認めるという趣旨ではありませんでした。事後に会議録が公開されていましたが、庁舎建設は多額の税金を投入し、今後何十年にもわたって砂川市の大切な施設、資産となります。そのためにも審議会における議論の過程も市民の皆さんにしっかりとお伝えをし、市民の皆さんに開かれた形で情報へのアクセスを容易にして、透明性を高める工夫をしたほうがよいと考えますが、条例案の中には特段傍聴についての規定もありません。市民の傍聴や審議会で検討され、話し合われている内容が市民の皆さんにしっかりと伝わるような広報のあり方も含めて、どのように考えられていたのか。

以上の点を伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 庁舎建設検討審議会の関係で3点ほどの質疑でございます。まず、1点目、委員の人選の関係でございます。審議会の委員の人選につきましては、昨年庁舎整備検討委員会と委員数は同じく20人ということにしているのですが、各委員については今ほどお話あったように学識経験者の参加ですとか、それから委員推薦していただく団体については前回と若干変更を予定しているところでございます。また、公募の委員については5名を予定しているところでございますし、学識経験の部分については大学の先生を予定しているところであり、今検討しているところでございます。

次に、出席要請、資料要求の関係で若干ご質問がございました。基本構想、基本計画の策定に当たりましては、策定支援業務委託契約を締結して今業務を取り進めているところでございますが、審議会の運営についても専門的な知識や情報を持つ委託事業者に出席を要請したり、また場合によっては資料の提出などを求め、説明を求めることを想定しているものでございます。

次に、市民に対する情報公開、傍聴の関係でございます。市民に対する情報については、会議内容を広報すなわに掲載するほか、会議資料、会議録については市のホームページに掲載するとともに情報公開コーナーに配置し、市民に対し情報発信をしていく予定としておりまして、また審議会の公開の関係でございます。原則公開ということにはしております。ただ、公開及び傍聴の可否については、審議会のメンバーがそろった段階で審議会に諮りまして、原則は公開という流れの中で審議会に諮ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑を行ってまいりますけれども、まず1点目の構成の話で、公募は5名で、学識経験者は大学の先生を考えているということでありました。団体

は、前回の検討委員会でお願ひした団体と少し異なるというようなお話もありましたけれども、先ほど演壇で私が質疑をしましたように、砂川市内に多くの団体はあるとはいえますけれども、団体の定義をどこに置くかによってその幅というものが変わってくると思います。一般的には公益的な団体ですとか商業系の団体、農業系の団体と、そういう職能的な団体というものが含まれてくると思うのですけれども、当然そうなってくると、そもそもまち自体が小さいものですから、その役についている方もいろんな各種の公の役員を引き受けていたりとかして、本当に多様な意見が反映されているのかというところとわかりづらいところがあると。せつかく審議会の条例をつくって、構成員になっていただくわけでありますから、今後は例えば市のほうからもたとえ同じ団体であっても過去の検討委員会に参加された方とは違う方にしていただきたいとか、あるいは各団体の中でしっかりと意見集約をして、各団体の代表として意見を述べていただきたい旨を、これは強制はできませんけれども、そういったようなことをしなければ意見というものが固まってしまうのかなというふうな心配をしているところでありますけれども、その点についてどのようにお考えになるのかということです。

それと、公募5名ということでありますけれども、総人数が20人ですから4分の1が公募ということになりますが、この公募の方法も考えないといけないと思います。さきの検討委員会でも公募ということが行われましたけれども、残念ながら欠員が発生してしまったと。その後その欠員を埋めることなく、検討委員会は進められたわけでありますけれども、今度は条例で審議会をつくることになるわけでありますから、当然今まで以上に人選については配慮しなければならないですし、公募という方法で募集をかけても、どの自治体にも言えることでありますけれども、なかなか公募に手を挙げてくれる方がいないというような現実もあることは承知しております。であるならば1回限りの公募ではなく、何度か公募をしてみるということも今後は検討していかないとはいけませんし、場合によってはその出された情報が市の広報やホームページ、それらを見ていないというか、きちんと伝わっていない可能性もあろうかと思っておりますので、庁舎建設は本当に多額の税金を使って、今後何十年にもわたって砂川市の大切な施設となり得るものでもありますから、この点についてもしっかりとやっていっていただきたいのですけれども、その点についてはどのようにお考えになっているのかということをお伺いしたいと思っております。

それから次に、第6条第4項の関係でありますけれども、委託した業者に出席していただいて、その資料の提出を受けて、審議会の中でいろいろと議論をしていくということであるということは理解いたしました。こういったような規定を審議会条例の中に入れていくというのが砂川市が持っている条例の中には確かにありませんでしたけれども、よその自治体を見ても、このように業者さんに委託をする場合であってもあえて本則の中でこういう規定を入れている審議会条例というものが余り多く見られないということもありましたので、聞いてみましたがけれども、答弁の中でどういうようにしていくのかということが

わかりましたし、本来は条例の中にしっかりと規定していくべきものであろうというふう
に私も思っておりますので、これについては理解いたしました。

3点目の傍聴の関係でありますけれども、当然会議が行われて、そこで出た情報を審議
会に属していない皆さん方に広くお知らせするという事は非常に大切なことであると思
います。それは、先ほどの答弁ではやっていただけるとのお話でした。この中で、細か
く2点ほどになりますけれども、お伺いしたいのは、外に例えば会議録とかそれが要点記
録であっても出ていくときに、今度は検討委員会ではなく条例に基づく審議会ですから、
やはり発言には重みがある。責任を持っていただきたいので、しっかりと発言した方の名
前が出るのかどうかということであります。名前が出るから発言できないではなく、やは
り多額の税金を使って何十年先を見据えての議論をしているのだということを考えれば、
自分の発言にはそれ相応の責任があるということを確認していただいて委員を引き受けて
いただかないといけないと思いますので、その点については市としてはどのように考えて
いるのか。

それから、傍聴の件でありますけれども、これも私総務文教委員会で検討委員会の傍聴
に関して何回か質疑をしたことがあります。先ほどの答弁にあったように初回に諮ると
いうのです。しかし、その初回に諮る段階で検討委員会ときには、事務局はそれほど意
図的なものはなかったかもしれないけれども、結果的にはそのときの会議録を見ると事務
局が誘導的なことによって非公開となってしまうということがあるわけです。ですので、
ここは本当に市民の皆さんの大切な税金を使って、大切な施設をつくるというようなこと
を考えれば、私は傍聴があってもいいと思う。そのための傍聴規則的なものというのは、
ここに庶務とか委任規定がありますから、それはつくろうと思えばつくれますし、最終的
には審議会の会長さんが審議会に諮って決めていくことになるかもしれないけれども、決
して誘導するような形にはしないでいただきたいと思っておりますし、仮に傍聴を認めたからと
いっても、その傍聴者が不規則発言をしたり、退室を求められても出ない場合には、それ
は強制的に排除するような規定を持っていけば入れてもいいと思うのです。つまり議論の
プロセスをしっかりと見せていくということは、我々こうやって議会でいろんな議論をし
ていきますけれども、一般の皆さんに傍聴に来てくださいと呼びかけるのと同じように重要
なことを話し合っているということを市民の皆さんの前で見せていく、そういう姿勢とい
うのは開かれた市政を運営していく上でも必要なことでもありますし、話し合われている対
象が額が高額であるがゆえに、しかもこれから人口がどんどん減って行って、税収も落ち
てくるかもしれない。国の地方交付税も減らされるかもしれない。そういった中において
非常に重要な箱物をつくるという議論をしていくわけですから、ぜひともその辺というこ
とも意識して進めていっていただきたいと思っておりますけれども、今ほど細かい点も含めて三、
四点質疑項目があったと思っておりますけれども、答弁をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 順次答弁をさせていただきますけれども、人選については、団体の代表者というような考え方で選考いただくというふうに予定をしているところでございまして、今ほど同じ方がというようなお話もありましたけれども、やはり団体をまとめているそれなりの、その部署では、そういう方面ではその人が会長なりということでまとめ上げている方ですので、それぞれ意見はいただけるものと思っているところでございまして、団体については昨年の検討会と比べますと少し色合い変わりますし、具体的にしゃべらせていただきますと昨年は建築士会、それから農協の女性部さん、農民協議会さんという団体が委員になっていただいたのですけれども、今回はそこにかわって農協さん、そして子ども会育成団体連絡協議会、それから地区連合会さんというのを今予定しているところです。まだ具体的にはそれぞれお願いはしていないところですが、そのあたりが少し変更になっておりますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

それから、公募の考え方でございます。昨年は確かに2名の方しかいらっしゃらなかったということで、2名の公募の委員ということで進んだわけですが、さきにこの庁舎建設についてということでアンケート調査をとって、まだ途中で集計もしていないのですけれども、四十数%のアンケートの回収率で、50%近いアンケート回収の状況になって、非常に市民の関心は高いのだろうなというのが私どもの考え方でございまして、公募に当たっては応募をしていただける方がふえているのではないだろうかと思っております。今議員さんから複数回のということも提案ございました。日程の関係で可能であればもしそういう最悪の場合は複数回ということも検討したいと思っておりますけれども、第1回の日程を決めながら進めておりますので、もしかすると日程的に厳しいものがあるのかなというのも1点あることはご了承いただきたいなと思っております。

それから、会議録の関係でございまして。これは、昨年の会議もそうですけれども、基本的に会議録を公表しております。ただ、要点といいますか、委員については個別の方々のご意見の部分については、委員ということで具体的な個人名は出していないところでございまして、ホームページに公開する前提であればやはり個人名の記入はなかなか難しいものでないかなというのが今現在思っているところでございます。

傍聴の件でございまして。傍聴の件、先ほども話したように原則公開ということで進めたいと思っておりますし、昨年非公開の方向に事務局がというようなお話もあったのですけれども、委員さんの顔色など、あと会議の中でどういう話をしているかというのをニュアンスしながらのもしかするとそういう事務局の話だったかもしれませんが、基本的にはそういうことなく、公平な感じで事務局は進めておりますので、皆様のご意見を拝聴しながら傍聴の有無というのは進めていきたいと思っておりますけれども、私どもとしては原則どおり公開のほうで進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 1点目の公募の関係ですけれども、できるだけ多くの市民の皆さんの意見が反映されるような形にはしていただきたいと思いますので、その辺はぜひともお願いをしたいと思いますし、先ほど答弁の中で、条例でいえば第3条第2項の第2号になると思いますけれども、市内の各種団体を代表する者というのは、今ほどの部長の答弁の中ではその団体の長であるというようなお話がありましたけれども、それは解釈、見解の違いかもしれませんが、私は決して団体の長ではなく、その団体の中で話し合われて審議会に送り込まれた代表というような考え方もできるし、この条例のつくり方からすればそれであっても問題はないわけですので、その辺は各団体にお願いするときには団体の長に限らないという、団体の中でこの人だったら代表に出してもいいだろうという人であればその団体を対外的に代表する人ということで認めてもいいわけですから、それは市のほうからも誤解のないように伝えていただきたいと思いますし、検討委員会のときと違って条例に基づく審議会ですから、その辺は公の仕事としての位置づけは前回の市長の諮問的な機関と比べると非常に責任は重くなっているわけでありますので、その辺も十分説明をしていただきたいと思います。

これに関連しまして、先ほど会議録のところで委員何がしと、要は匿名性を持たせるといふことでもありますけれども、さきの検討委員会の会議録を見るとその中にはっきりと書かれていたのは、自分の意見が対外的に出ると嫌だと、つまり名前が出るとあいつはこんなことを言っていたのではないかというふうに思われるのが嫌だというようなことも記載されておりましたけれども、繰り返しになりますけれども、条例に基づく審議会をつくって、その委員になるということはある意味名誉なことだと思っしてほしいと思うわけです。決してその人の発言がひとり歩きするわけではなくて、審議会で物事をかちっと決めるものではありませんという誤解も解かないといけないと思いますので、そういったようなことも市からしっかりとサポートをする。情報を伝達することによって忌憚のない意見を言っていただく。それをまた市民の中にも多様な考えを持っている方がいるわけですから、必ずしも審議会の中で出た意見に肯定する人ばかりではないと思いますけれども、それも審議会の委員を引き受ける上での大きな責務の一端としてはあると思っておりますので、その辺もしっかりと市としては伝えていただきたいと思いますし、それにあわせて傍聴の件に関してでありますけれども、これは基本的には原則公開ということを先ほど答弁でいただいたので、傍聴のほうも原則傍聴を認めると。何か不都合があれば、議会でも今委員会は制限公開制になっておりますけれども、不都合があるときに限って傍聴を認めないというような方法も運営上とらうと思えばとれるわけですから、その辺もぜひとも検討していただきたいと思いますけれども、その点についてだけどうお考えになるかお伺いして、最後の質疑といたしたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、団体の代表者の件です。会を代表する会長さんという部

分ではないというのはおっしゃるとおりだと思っておりますので、その会の内部で協議をしていただいて出していただきたいなと思っております。

それから、個人名を具体的に記載しての会議録関係の部分になるのかなと思うのですが、ここは慎重に対応させていただきたいなと思っております。

傍聴についても同様でございます。先ほども原則公開という部分で答弁させていただいたと思うのですが、そういう方向になるように進めてまいりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、私は、議案第5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について総括質疑を行いたいと思います。

まず、第1点は、当該施設は国の実施要綱等を受けて行う事業だと思っております。定員、それから職員配置、施設規模などどのような基準で設置されているのかをまずお伺いしたいと思います。

それから、2点目には、病児・病後児ということになるわけですから、医師との連携ですけれども、これはどのように図られるのかをお伺いします。

それから、条例を読んでいてもなかなかわかりづらいのが、利用する児童生徒の入所の手続から退所するまでの流れを教えてくださいたいと思います。

それから、4点目に、受け入れる病状に制約があるのかどうかという点ですけれども、こちらもお伺いをしたいと思います。

最後に、ことしの3月の定例会で工事委託費の審議のときに入所対象者は保育所、保育園、それから市立病院の保育所児童ということであったわけなのですが、今回提案された条例は大幅に対象児童が拡大しています。例えば幼稚園あるいは学童保育の生徒というところまで拡大されているので、定数が3名ということなのですが、こちらに影響は出ないのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、病児・病後児保育施設設置条例に係るご質問にご答弁させていただきます。

大きく5つご質問があったということで、まず1番目の病児・病後児保育施設の設置に係る定員、職員配置、施設規模についてご答弁申し上げます。病児・病後児保育事業につきましては、国の定める病児保育事業実施要綱に基づいて実施するものであり、定員につ

きましては需要見込み、施設規模及び要綱の職員配置基準などを総合的に勘案し、3人としたところであります。

また、職員の配置につきましては、看護師等につきましては利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士につきましては利用児童おおむね3人につき1名以上を常勤配置することと定められているところでありますが、このうち看護師につきましては、施設が医療機関内に設置されている場合において緊急の場合に看護師が速やかに駆けつけられる体制が確保されているときは、保育士を複数配置することにより看護師の常勤を要しないとされていることから、砂川市立病院の協力を得まして、緊急時に看護師が駆けつけられる体制を確保した中で保育士2名を常勤配置する予定であります。

施設規模につきましては、要綱により実施場所は専用スペース、または専用施設であり、児童の静養、または隔離の機能を持つ部屋を有するなど、児童の養育に適した場所と定められていることから、隔離室1室を含む3室のほか、洗濯、シャワー室をあわせて設置することとしております。

続きまして、医師との連携についてご答弁を申し上げます。この事業の利用に当たりましては、病中、または病気の回復期にある児童を保育することから、利用の際に医師の判断を要件としているところであります。このため施設を利用する前に医療機関を受診し、医師が作成する医師連絡票の発行を受けることとしております。医師連絡票の様式につきましては、市立病院小児科医師の助言をいただきながら様式を作成したところであり、この取り扱いにつきましては空知医師会砂川部会と連携を図るとともに、無料で医師連絡票を作成していただけることとなっております。

また、施設利用中に児童の病状が急変した場合などは保育を中止するとともに、駆けつけた看護師等の判断により市立病院を受診することとしております。

続きまして、施設利用の流れについてご答弁申し上げます。初めに、事前に利用の登録をしていただくことになります。これは、実際に利用する場合児童の保育を円滑に行うため、あらかじめ児童の既往歴、予防接種、アレルギーの有無等を届け出いただくものがあります。次に、利用することが必要になったときは、利用希望日の前日までに施設に連絡し、施設の空き状況を確認した上で利用の仮予約をしていただきます。仮予約後、医療機関を受診していただき、施設利用の適否を判断するため医師が作成した砂川市病児・病後児保育医師連絡票の発行を受けていただきます。この医師連絡票を砂川市病児・病後児保育利用申請書に添えて、原則として利用希望日の前日までに施設へ提出していただき、市はその内容を審査し、利用可否等を決定し、保護者に通知し、利用となるものであります。施設の開設時間は午前7時15分より午後6時15分までで、午後7時まで延長することができ、利用の期間につきましては1回の申請につき7日以内としております。

受け入れる児童の病状の制限についてご答弁申し上げます。条例第6条第1項第4号の定めにより、病状が急変する見込みが当面ないことが施設利用の要件となりますが、受け

入れられる病状につきましては風邪や消化不良症などの疾病のほか、インフルエンザ、風疹等の感染症疾病、ぜんそく等の慢性疾患等としているところであります。ただし、感染症疾病の場合は強い感染力のある時期を過ぎていること、慢性疾患の場合は発作等がおさまっていることが受け入れの一つの目安としておりますが、利用の可否につきましてはあくまでも医師の意見に基づいて判断することとしております。

続きまして、対象児童の範囲を拡大したこと、また定員数への影響についてご答弁申し上げます。当初対象児童につきましては、就学前で保育が必要と思われる市内保育所、保育園、市立病院院内保育所の利用者を基本に検討しておりましたが、国の定める事業実施要綱において乳児、幼児、または小学校に就学している児童と定められていることもあり、対象児童の上限について道内自治体の運営状況、本市における学童保育の実態などから小学校3年生までとしたところでございます。また、市内に開設されている幼稚園につきましても、教育機関ではありますが、保育が必要となる場合も想定されることから、利用可能な施設としたところであります。施設の利用が可能となる範囲を拡大したことに係る定員数への影響であります。以前に対象児童は保育所、保育園、市立病院院内保育所を利用する児童とご説明しておりました。これは、この事業を実施する上で前提となる考え方について、当初は保育が必要な就学前の児童と想定しておりましたが、教育機関である幼稚園や学童保育所を利用する低学年の児童の中でも少数ながら保育が必要な児童として利用が想定されるものであることから、子育て世帯を広く支援するため、これらを含め対象児童としたところであります。これらによる影響は軽微なものと考えております。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○議長 飯澤明彦君 本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

会議を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今ご答弁をいただいたのですけれども、この実施要綱等を見ますと、利用時間が7時15分から延長がかからなければ午後6時15分でしたか。実施要綱の中では、お昼、当然調理室みたいなものが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、たまたまこの前の市民の意見を聞く中で凶面があったのですけれども、調理室がないのですけれども、この辺のところは、特にこの病児・病後児というと普通の食事ではないような食事になるのではないかなというふうにも予想するものですから、この辺のところは今後どうなっていくのかなと実は思っていて、それこそ利用するという時期はインフルエンザがかなりはやったときになる可能性があります。特に感染症みたいな場合にはここに預けてしまって、全然違う病気の子供がそこでまたうつってしまったりとかという可能性も十分起こり得るのかなと。そんなような意味から、隔離と言ったらちょっと

言葉あれだけけれども、隔離とさっきおっしゃったので、隔離室があるというようなことだ
と思うのですけれども、利用する子供たちは一気に利用するときにダブってしまって、利
用しないときはみんな健康だから一番いいのですけれども、全く利用されないときがある。
ここが普通の保育所や幼稚園と違うところです。そんなような意味からして、保育
士は常勤の方が2名いるということになるのですけれども、この辺のところはうまく経営
的にもというところも考えていったときに、子育ての支援のためにはとてもいい事業だと
は思うのですけれども、かなり財政的な負担というのは重たくなるのかなというふうにも
思うのですけれども、先ほど医師との連携という意味で病状が急変した場合は市立病院に
保育士さんが連れていってくれるということのようです。ここに関しては、保護者は預け
ればちょっと熱が急に高くなってしまったとかというときには保育士さんが連れていっ
てもらえるというふうな確認でいいのかなのですけれども、それから先ほど関連して
の病状の制約のことをお伺いしたのですけれども、やはり病で、ある程度安定したとはい
え、それは病後児ということになれば安定しているということになると思うのですけれど
も、うちの場合は病児も預かるということになるわけですから、かなりひどい状態でとい
う、かえてそういうときのほうが預かってほしいというのが保護者の思いでもあるだろ
うというふうに思うのですけれども、病気の種類によってこれは預かれないというものは
ないのかなのですけれども、こちら辺のところはぜひお伺いをして、早い段階で保
護者の方々にもそういうことをきちんと理解してもらって、こういう場合はこの施設には
預けられない、こういう場合は預けられるということはあったほうがいいのではないかな
というふうに思うのですけれども、先ほどの答弁では病気の種類によってどうということ
のご答弁は何もなかったので、その辺ある程度お医者さんが先ほどの連絡票みたいなど
ころで書いてもらえばそれでいいのかなということをお伺いしたいと思います。

それで、流れだったのですけれども、まずは事前に登録をします。これは、かなりの数
が登録されても登録は登録ということになると思うのですけれども、利用希望の人は前日
までに仮予約をして、それから今度お医者さんに行って連絡票を書いてもらって、それを
今度施設に、ここも確認したいのです。施設に届けに行くのか、市役所のどこかの課に行
くのかなのですけれども、それを出して、それから許可が出るというようなことになるの
かなという今の流れ方なのだと思います。結構時間かかるのだらうなというふうに思うの
です。ほかのところでは、連絡票があれば病院から電話をして予約をしてというような、
事前にそうやって予約を入れてというところもほかの市町村をちょっと見るとあるのです
けれども、なるべく早く何とかしたい、仕事がもうすぐあるという保護者が対象だと思
うものですから、この辺のところはかなりスムーズに流れがないとせっかくの施設が有効に
喜ばれていかないのではないかなというふうに思うものですから、その辺のところ改めて
お伺いしたいと思います。

もう一つは、先ほどの定員3名のことと、それから入所対象者を拡大してきたというと

ころですけれども、この話が出てからしばらくは保育所の入所と、それから市立病院の保育所の児童というふうに相当限られていたというふうに思うのですけれども、もちろん幼稚園にいるから働いている人はいないとかそんなことにはならないし、学童保育の子供だってやっぱりそういうサービスが受けられればというのはもちろんあると思うのです。ざっと数を調べてみると、平成27年で保育所は207名、それから病院のほうはちょっとわからなかったのですけれども、何名だったと思うのです。ところが、幼稚園は112名、これは就園費の補助を受けている子供たちなのですけれども、学童は142名ほど1年生から3年生というふうになって、これまで予想してきた、それは予想してきたというのは工事委託の関係のときなのですけれども、そのとき3名で、ある程度対象児童も話が出ていたと。今回この条例が出されたときに一気に対象児童が倍以上に膨らむのです。本当にこれでやれるのかなというふうに思うのです。こういう施設ができたのだけれども、どうしても、いや、満員です、今回満員ですということになりはしないのかなというのがちょっと心配なところがあるのです。こちら辺のところはどういうふうに考えていかれているのかなというふうにもう一度伺いすると、それから今現在では相当働いている人たち、就労を支援するためというところがもう少しマイルドになったという考えでいいのかなのです。幼稚園の場合だと、幼児教育というような意味も含めて共働きではなくても行っている家庭も結構いるでしょう。ただ、子供が病気になったときにとても大変だというのは同じことだというふうに思うものですから、幼稚園まで広がったことは全然問題ないと思います。学童保育まで広がったこともいいと思うのですけれども、登録のときに働いているのか、働いていないのかということは何か審査されるとか、登録したもののためだったとかということがあり得るのかどうか、この辺をお伺いしたいと思っています。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 それでは、何点かご質問がありましたので、順次お答えをさせていただきますと思いますが、まずお昼、給食の件でございます。こちらにつきましては、お子さんそれぞれ既往歴ですとかアレルギー等をお持ちのお子さんの中にはいらっしゃるということで、昼食につきましては保護者の方が用意していただくというような取り扱いにさせていただきますというふうに考えているところでございます。

また、病状の病気の種類でございますが、一応先ほどもご説明したとおり、大まかな目安等は定めさせていただいております。ただし、この事業を利用するに当たって大きな要件、ポイントというのは医師の判断であろうかと思えます。これは、どういう病気であっても病状が急変しない、または感染のおそれがない、そういったようなことを医師に判断していただいて、連絡票を作成していただくというふうに考えておりますので、この部分については先ほど議員さんおっしゃられた、ほかに感染する心配はないのかというようなこともありました、その部分も含めて医師の判断を仰ぎながら施設の利用の判断をさせていただきますという考えでございます。

また、急変時の取り扱いについてですが、ご説明したとおり、急変した場合は市立病院から看護師が駆けつけていただけるような体制になっております。こちらにつきましては、看護師が到着してお子さんの病状を確認し、またはその段階で小児科なり、救急なりの医師の判断も仰ぐのではないかとこのように想定はしておりますが、その受診をする必要があった場合は、病児・病後児の保育施設からそれぞれ小児科、または救急の外来にお子さんを連れて受診をしていただくというふうなことで考えております。

また、スムーズに流れがいかないと利用しづらい施設になると、事業になるというお話でございました。この部分につきましては、前日までにとこのような一応のルールは定めさせていただきましたが、お子さんの病状というのはその日の朝急変するという場合もあります。そういった場合でもできる限り、施設のあき状況等にもよりますが、柔軟な対応を図ってまいりたいと思っております。ただし、受診をする前に仮予約というふうなお話を出させていただきました。施行規則には仮予約の定めはないわけでございます。規則については、標準的な事務の流れをお示ししたものでございます。ただ、実際お使いになるときには施設のあき状況等もちろん重要な要素になります。受診をして申請書を添えて施設に提出したときにあきがなかった、利用できなかったというようなことがあっては利用者にご不便をおかけするということがありますので、この部分は取り扱いの中で保護者の方にご理解をいただいて、電話などであき状況を確認して仮予約を入れていただくという考えでございます。

また、申請書でございますが、基本的には市立病院の1階の南館の施設に保育士が2名常勤しておりますので、申請につきましてはその施設においてお受けしたいというふうにご考えております。

また、3名の定員のところ対象児童を拡大したことによる影響ということでございます。幼稚園と学童保育の1年生から3年生まで、こちらを新たにといいますか、基本的な検討は保育所、あと市立病院の院内保育所でありましたが、やはり検討する中で幼稚園の中にもお仕事をされている親御さんもいらっしゃる。そういった方も想定した中で対象を広げさせていただきました。ただ、私どもとしては、基本的には幼稚園は教育機関であって、この事業については病児・病後児の際に家庭で保育が就労等によりできない、病状が重たくなればやはり医師の判断も施設受け入れは不可ということになるでしょうし、親御さんの判断としても病状の度合いでお仕事を休んで家で看病しようというような場合もあろうかと思えます。人数がふえたから、それがそのまま施設の利用に反映されるのかということ、そこら辺は少し違うのではないかとこのように私どもは考えております。同規模のまちな深川も同じような事業をやっておりまして、これも病児・病後児で、人口も大体2万人程度、あと子供さんの数もこの対象となる年齢のお子さんを比べますと大体同程度の人数でございますが、深川の施設の利用は大体年間で30件程度にとどまっているというふうなお話もお伺いしておりますので、この利用対象の拡大について直ちに利用できなくなるほ

ど定員オーバーするような事態になるのではないかというようなご心配ですが、インフルエンザが流行するような場合等、時期的によってはそういった場合もあろうかと思いますが、通常の場合においてはこの3名で十分対応できるのではないかというふうに私どもは考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 定員が3名なので、3名で対応できるかどうかといたら、満員だったら次の人は入れないので、どうしようもないなと諦めるしかないのだろうと。それも対応できているという言葉にはならないだろうと私は思うのです。せつかくの施設、あつてよかつたというふうになっていってもらいたいなというふうに思うのですけれども、今少しわかりづらかつたのが、条例の中でも児童の保護者の就労、傷病、出産その他やむを得ない理由と、ここにこう具体的には書かれていて、余り細かいところまでいくと予特に入っていくので、なんなのですかけれども、では例えば先ほどの部長のお話でいったときに幼稚園の方々とはという話がちょっと出ました。さっきも私質問しましたけれども、登録の段階でそのこのところというのが聞かれて、実は働いていなかったり、その保護者、お母さんならお母さんが出産ではなかったり、傷病ではなかったりといった場合には登録してもだめですと言われてしまうのかどうかということなのですかけれども、もしそうであるならばそこはちゃんとはっきり書いてあげないと、学童保育の場合もそうですけれども、基本は保育所というのはやっぱり働いていたり、いろんな事情があるから預けなければならないという施設です。病院の保育所はそうです。ただ、幼稚園あるいは学童というのは、またそことは違うところまで延ばしていただいたからこそ、そこでまた何らかの格差と言ったら大げさですがけれども、差がどこに出てくるのかということがもしあるならば、そのこのところははっきりと最初の段階から話をして、こういう理由だからこうだというようなことをされたほうがいいのかというふうに思います。

せつかくの総括で、市長、すごく子育てにとっては大きないい施策をされるのだろうというふうに思うのです。今細かいことの心配というのは部長のほうからいろいろ聞いて、でも本当は子供が病気のときって一番子供自体もお母さんのそば、お父さんのそばにいたいことなのだろうと思うのです。そのときに施設に預けられるというのが本当にそれでいいのかとちょっと思うところもあるのです。本当であれば、今大分お年寄りに対して親なんかを見るときには介護休暇みたいなものというのがかなり当たり前に普及されてきている、知られてきているという状況があると思うのですけれども、私はそういう意味からすれば安心して働けるという土壌を、もちろんここは一つの施設としては大変大きな施設だし、砂川市にとってはいい施設だというふうにはもちろんわかっているのですけれども、今後の子育てということをいろいろ市長も力を入れて考えていかれる上で、民間会社でも子供を看護するための休暇みたいなものを市長のほうもいろいろアピールをされていかれるのが本来の意味での子育て支援みたいな形につながっていくのではないかと

いうふうに思うのですけれども、その辺も含めて今回この病児・病後児保育施設をつくられるという思い、この辺のところをお聞かせいただければというふうに思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 以前にもお話しした記憶がありますけれども、今回子育て支援に力を入れたというか、一つの理念があって、いろいろお母さんたちとヒアリングすると今は共稼ぎ世帯がすごくふえていると。だけれども、病気で休むから小さい子供のいるお母さんたちは雇わないと、病気のとくに休まれるから。だけれども、今の世の中共稼ぎしないとやっていけないと。そういうときに病気しても、どうしても休まなければならないのはやっぱりありますから、家でお母さんが見なければだめだと。その機会を少しでも休まなくて済むような機会をつくってあげることによってお母さんが雇用しやすい環境をつくらないと、なかなか子供を産んでやっていくという状況にはならないのではないかと。それはお母さんたちが正直に言っていましたし、職安でもやっぱり敬遠すると、小さい子供のいる人を雇用するには。それは、遊びではなくて病気で休まれるのを嫌がるみたいですから、そこのところを手当てしてくれるともう少し共稼ぎしやすくなるのだと。私の頭の中には共稼ぎする人が対象でした。今も恐らくその原則は崩れていないのだろうと思いますけれども、いろいろと担当のほうでバランスを考慮しながら、幼稚園といっても現実には時間は短いけれども、働きに行っている人たちはたくさんいるのだという話も聞いています。そういうのを含めて対象に恐らくしたというふうに私はヒアリングのときに聞いていますので、余りはっきり言いませんでしたけれども、ヒアリングのときにはそういうような説明があったので、私の基本としては働いている人がなるべく休まないで雇用されるような環境をつくるのが今大事なのだろうというふうに思っています。

それで、小黒議員さんいろいろ心配されて、たくさん来るのではないかと言うのですけれども、医者判断ってやっぱり厳しいところがあって、まだこれは保育所に預けるような、病児保育に預ける段階ではないとかいろいろ制約があるところからなかなかふえてこないところはあるのですけれども、あることによって、千歳の話聞いたのですけれども、共働きするのに大したいい施設だというふうに評価を受けている。ただ、千歳をもってしても、あれだけ人口あってもいっぱい来てどうもならないという状況にはなっていないという話も聞いています。とりあえずこの状況でやってみて、もしなかなか機能していかないとなればまたいろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 先ほどご答弁漏れがございましたので、登録に係るお話をさせていただきたいと思いますが、こちらの登録につきましては、登録する段階では先ほどご説明したとおり保育所なり、幼稚園、学童を利用されている方であれば登録は可能であります。それで、実際に利用するときの申請書に例えば就労であれば就労、そのときけがを

しているのです、子供を見られないですとか、妊娠をしている、子供を見られない、それは申請の際にその部分についてはお申し出いただくこととしております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。

続いて、第6号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例について総括質疑を行います。私からは、大きく2点について市の考えを伺ってまいります。

まず、第1点目は、今回の移住定住促進住宅は善岡市長の目玉政策の一つとして、市内企業に勤め、市外から通勤している方を市内に呼び込み、人口をふやすことが主眼となっていると認識しています。また、そこには対象がはっきりと子育てと限定されて明記されているわけではありませんが、過去の一般質問における答弁を通して子育て世代を強く意識したものであることがわかっています。そうである以上、公募により募集をかけるということを条例でうたっていますが、万が一にも応募割れがないように例えば公営住宅の公募の方法と同一ではない工夫も必要となってくると考えます。現状これからの公募に向けてどのように考え、どう対応していこうとしているのか。

2点目に、条例に施設の利用料や手数料などを明記することは、入居する住民の関心事であることから当然に必要となってきます。移住定住促進住宅においては家賃ということになりますが、近傍の同様施設よりも低廉な家賃を設定し、移住者を誘導しようとする誘引策としては大きな魅力の一つと考えられます。今回上程されている条例案は、第12条第1項で家賃を月額4万6,000円と定め、近傍の同様施設より低廉な家賃を設定しましたが、今後さまざまな事情や環境の変化に伴い、近傍の同様施設の家賃が変動する可能性も考慮しなければいけないと考えます。今回上程されている条例案では、本則で4万6,000円と金額を固定して明記し、ただし書きもなく、規則に振ることも難しい規定となっています。条例の改正には議会の議決を伴うことから、柔軟かつ迅速な対応をとることが現状の規定上は難しいと考えますが、その点について今回の条例案を上程するに当たり市の内部でどのような協議がなされてきたのか伺います。

以上の点をお伺いいたしまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 2点の質問がございました。順次ご答弁を申し上げたいと存じます。

まず、1点目の入居者の公募の方法についてでございます。初めに、砂川市移住定住促進住宅に関する6月定例会後の取り組みについてちょっとお話をさせていただきたいと存

じます。まず、初めといたしましては、本条例の制定に向けましたパブリックコメントを実施するとともに、市内にある21事業所を訪問いたしまして事業の趣旨等を説明し、この趣旨に該当するような従業員の有無などについても聞き取りを行い、従業員に周知をいたしますとの回答もいただいた企業もあるなど、そのような状況になっているところでございます。

入居者の公募の方法につきましては、条例にも定めておりますとおり、市の掲示場、広報紙、ホームページを考えておりまして、公募期間につきましては10月11日から11月上旬をめどに考えているところでございます。この申し込みの状況によりまして、住宅の戸数を上回る申し込みがあった場合には11月中旬までに抽せん会を開催いたしまして、その後11月末までには入居者を決定し、手続をとっていただき、12月以降に順次入居をいただく予定となっております。このような形の中で広報等で周知をするほか、今後におきましてもまた再度市内企業等を訪問いたしまして、さきの訪問時にはなかなか説明できなかった入居手続ですとか細かな内容等につきましても情報をお渡すためにパンフレットなども作成しながら、従業員の方々への提供をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目でございます。家賃を条例において定めることについて市内部ではどのような協議がなされてきたかということについてでございますけれども、新たな移住定住施策である移住定住促進住宅の整備に関する管理条例の制定に当たりまして、市内部では管理に関する必要な事項につきましては条例で読み取ることができるようにすることとして、その内容について協議を重ねてきたところであります。家賃につきましては、条例に定めることにより見直しが必要となった場合には柔軟な対応が難しいとの考え方もあり、別に規則で定めることについても協議をいたしました。この事業が新たな政策的な事業でもあり、パブリックコメントも実施をいたしまして広く周知を図ることができることから、また特に家賃につきましては入居を希望されるの方々には重要な判断要素であるということも踏まえまして、条例で定めることとしたところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑に入りますけれども、今ほど答弁もありましたし、提案理由の説明でもあったように、基本的には入居者の公募というものは規則の2条の第2号、市の広報紙及びホームページの掲載がメインになってくるのかなというふうに思うのですが、一方で今答弁でもいただきましたように市内の企業ももう回っているということでもありますから、新たにこういう条例ができたことについてしっかりと細かい要件の話もできるようになりましたし、今ほど答弁もあったようにパンフレットも作成して配付をして回るということでしたので、ぜひともその取り組みはやっていただきたいと思っておりますし、せっかくですから入居の申し込みが殺到するぐらいの、抽せん会を実際に開けるぐらいの入居希望者が出てくれることがいいわけですので、その辺は貪欲に市内の大企業に限らず、

小さな企業であっても市外から通っている方っていっぱいいらっしゃると思いますので、その辺企業の選別をすることなく周知の声がけというものは、先ほどの条例ができる前に6月以降の取り組みとして21事業所とおっしゃっていましたが、本当にありとあらゆる事業所に行っていたらいいと思うのですけれども、その点についての考えを再質疑としてお伺いしたいと思います。

それから、2点目に、今ほど詳しく市の内部で条例本則に4万6,000円という金額を載せたというお話がありましたけれども、私が登壇して質疑をした趣旨は、柔軟かつ迅速な対応をとるのが現在の規定上は難しいので、そのデメリットについて市でどのように協議がなされ、今後どういうふうに対応しようかということをお話してきたのかということをお伺いしたわけでありまして、現状はこの4万6,000円で固定していますから、改正するとなれば当然議会に条例改正の議案として出してくることとなりますけれども、市場経済というものは常に変動しているわけでありまして、議会というものを開いて家賃を変更しようと思えば、多分家賃の変更だけで臨時会を開くほどの大きな事件にはならないと。そうすると、3、6、9、12といった定例議会でしかこれはできませんので、今後規定の仕方によっては4万6,000円という規定をしておいてもそのほかに2項、3項の項を新設することによって、なお市場経済に変動がある場合には上限幅、下限幅を設けて、その中で市長が裁量で決めることができるみたいな、そういう市場経済の変動条項みたいなものを入れておくべきだと思うのですけれども、現時点ではそういったような考えがないのかと、それから市の内部ではそういったような協議というものはどのようになされてきたのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 初めに、周知の方法でございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、事前に周知した結果、いろいろ企業の方にお話を聞きますと、特に北光、空知太方面の企業さんのお話を聞かせていただきますとやはり多くの方が市外から通われているという実態も私もわかりました。そういうような実態がわかりましたので、さまざまな企業に対して声かけをするという、そういうような形が成果につながると考えますので、今後いろいろな資料等をつくりながら、またできれば工事中ではありますけれども、一定程度完成した部分があった場合につきましては写真を示して、ビフォー、アフターではないですけれども、改修前、改修後の状況などもお示ししながら、魅力ある住宅になったということもPRをしながら周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の条例化のデメリットということで、市場経済の変動ということで、家賃につきましても変動は考えられるところでございますけれども、基本的には今回の家賃の設定4万6,000円につきましては、一般的な市場の家賃から考えますと若干低目に設定はされているものだというふうにも考えております。今後大幅な変動があることも予想

はされますけれども、現状といたしましてはまずこの価格の中で決めさせていただきまして、それらの状況は随時家賃の状況等は確認をさせていただきながら、今後につきましても条例改正の中でそれらについての対応は図っていきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 1点目のほうで空知太、北光地区のお話もありましたけれども、例えば豊沼地区であっても北海道電力の発電所、あるいは三井東庄といったような大きな企業もあります。こういったところも決して市内だけではなく市外から通っている方もいらっしゃると思いますので、そういったところには当然周知をされていると思いますけれども、また改めてしっかりとした周知をしていただきたいと思いますし、今ビフォー、アフターのお話もされましたけれども、もし時間的に余裕があればぜひとも内覧会みたいなものも開いていただきたいなと思いますけれども、この点についてだけ再々質疑としてお伺いいたします。

それから、家賃の点に関しましては、今回は取得したものが1棟でありますけれども、常々一般質問の中で善岡市長も好評であれば今後ほかにも増棟をしていくというような考えもありましたので、場合によってはそういったようなタイミングを見計らって、条例についてもしっかりと整備、検討をしていっていただきたいなと思いますけれども、その2点についてお伺いをして、最後の質疑としたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 1点目の内覧会というお話がございました。こちらにつきましても、私どももぜひとも実施したいというふうには考えておりますけれども、実際のところ今工事の工期が10月末というふうになっておりまして、その時点ではもう申し込みが始まってございます。申し込みの期限を11月上旬と定めておりますので、その期間の中で日程がとれますと基本的には内覧会は実施したいというのが考え方でございます。

もう一点、条例の関係でございますけれども、確かにこの1棟だけではなく、次なるものも考えなければならないことも入居の申し込みの状況においてはあろうかと思えます。その時点ではこの条例の中にまた盛り込まなければなりませんので、先ほどお話をいただきましたその時点におきましても経済状況の変動等も勘案しながら、どのような条例をつくるのがよろしいのかという部分につきましては検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号から第9号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号から第9号までの一括総括質疑を終わります。
続いて、議案第10号から第17号までの一括総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号から第17号までの一括総括質疑を終わります。
続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております17議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時37分